

監査公表第6号
令和7年（2025年）9月26日

札幌市監査委員	庄 司 正 史
同	愛 須 一 史
同	五十嵐 徳 美
同	丸 山 秀 樹

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について（令和7年9月25日付け札総第1193号）」が提出されましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1193号

令和7年（2025年）9月25日

札幌市監査委員 庄 司 正 史 様
愛 須 一 史 様
五十嵐 徳 美 様
丸 山 秀 樹 様

札幌市長 秋 元 克 広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

令和7年3月26日に報告を受けた令和6年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置についても、併せて通知いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和6年度

■ 監査テーマ 水道事業について

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「3.2 総務部 総務課」関係

【報告書51ページ】3.2.1(3) 入札告示の誤記について

本件の入札告示及び入札説明書中に、「札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（令和25年1月31日総務部長決裁。以下「要領」という。）」との記載があるが、「令和」ではなく「平成」の誤記である。正確な事務処理を励行されたい。

本件については、入札告示及び入札説明書中において入札参加資格要件に係る根拠規程として記載した「札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領」の決裁年月日について、決裁年の年号を「平成」と記載すべきところ、「令和」と誤記したことによるものです。

入札告示等の関係文書の作成に当たっては、年号の誤記などを防ぐため、文書作成者や決裁権者などによるダブルチェックを一層徹底し、正確な事務処理に努めてまいります。

【報告書52ページ】3.2.2(3) 事後審査書類について

本件の入札説明書6(3)ウに、「落札候補者となった場合、落札候補者となった旨の通知（保留通知）のあった日から3日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、契約担当課へ出荷元等が発行した『出荷証明書』及び『法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について』を提出することを参加の条件とする」旨の記載がある。しかし、「落札候補者となった旨の通知（保留通知）」が簿冊に綴られていないので、「出荷証明書」及び「法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について」が、保留通知のあった日から3日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に提出されたか否かが不明であり、上記条件を満たしているか否かが確認できない。事後審査が適正になされたか否かの検証の観点から、今後は、入札説明書において「落札候補者となった旨の通知（保留通知）」と記載したものについては、当該通知を行った日が分かる資料を簿冊に綴るべきである。

なお、水道局からは、現行においては、入札説明書におけるこの部分の記載を「落札候補者は入札執行者の指示のあった日（原則として開札日）から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く）に上記4(5)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類として…を提出しなければならない。」といった表現に改めた上で、入札執行者による指示日を入札書又は入札執行調書に記載することとしている旨の説明があったことを付記する。

本件については、入札説明書において「落札候補者となった場合、落札候補者となった旨の通知（以下「保留通知」という。）のあった日から3日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、契約担当課へ出荷元等が発行した『出荷証明書』及び『法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について』を提出することを参加の条件とする」と記載しており、保留通知から3日以内に出荷証明書等の提出を受けていますが、通知年月日の分かる保留通知が簿冊に綴られていなかったことから、当該通知年月日から3日以内に出荷証明書等が提出されたか否かが判然としなかったというものです。

この度の指摘を受け、入札説明書等において、このような通知に係る記載を行った際には当該通知を行った日が分かる資料を簿冊に綴っております。なお、現在の入札説明書への記載に当たっては、この度の指摘を踏まえ「落札候補者は入札執行者の指示のあった日（原則として開札日）から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く）に上記…に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類として…を提出しなければならない。」といった表現に改めた上で、入札執行者による提出指示日を入札書又は入札執行調書等の関係書類に記載することとし、適正な事後審査の実施に努めてお

ります。

【報告書53ページ】3.2.3(3) 入札書受付時間について

一般競争入札及び指名競争入札を実施する際に、入札告示及び入札説明書中において、入札書受付期間（入札書受領期限）が定められており、例えば、「令和2年8月5日（水）8時00分から令和2年8月6日（木）17時00分まで」、「令和2年8月6日（木）17時00分【送付の場合は必着】」などと記載されている。しかし、入札書には日付の記入欄しかないため、入札参加者が入札書受付期間の最終日（上記の例だと令和2年8月6日）に入札書を持参した場合、持参した時刻が不明であり、入札書受付期間（入札書受領期限）内に入札書が提出されたか否かを確認することができない。今後は、入札書受付期間（入札書受領期限）を遵守しているか否かを事後的にも確認することができるよう、入札参加者が入札書を持参した時刻を明記しておくべきである。

本件は、入札告示及び入札説明書において、入札書受付期間（又は入札書受領期限）として具体的な日時を示した期限までに紙入札書を受領していますが、当該紙入札書には受領した日付印が押印されているものの、受領した時刻についての記載が無いことから、入札書受付期間等に係る最終日における紙入札書の受領について、当該紙入札書が提出期限時間も含めた期間内に提出されているか否かが判然とせず、入札書受付期間等の提出遵守についての確認把握ができていないというものです。

現行においては、紙入札書受領における日付印押印時に受領した時間を記載することで提出時間を明確にし、入札書受付期間（入札書受領期限）内の提出であるか否かを適正に確認しております。

【報告書53ページ】3.2.4(3) 指名見積合せの中止について

本件について、指名見積合せの方法により契約を締結するため、水道局が選定した業者3者に対して見積通知書を送付したところ、「前年度の請負業者を選定していなかったため」との理由で、指名見積合せを中止とした。このような理由で指名見積合せが中止となってしまうと、指名を受けた業者の業務受託に対する期待を奪ってしまうことから、適正な事務処理を励行されたい。

本件は、役務に係る指名見積合せの事務手続きにおいて、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第97条の2第2項第1号の規定に基づき、業者3者を選定し、見積通知書を送付した後に、前年度の請負業者を選定しなかったことが判明し、履行実績や契約に係る経済性（価格の有利性）の確保などを踏まえ、当該指名見積合せを中止したものです。

前年度の請負業者を選定しなかったことを理由に指名見積合せの執行を中止することは、御指摘のとおり契約に係る公正性の観点において適切とは言えないことから、今後は適正な事務処理に努めてまいります。なお、今後の指名業者選定に当たっては、前年度の選定業者を踏まえた上で固定化を防ぐ観点から一部の業者の入れ替えを行うことなどを検討してまいります。

【報告書55ページ】3.2.6(3) くじ引きについて

札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第24条第4号は、「指名見積合せの執行の手順については、一般競争入札の例による。」と定めているところ、同事務取扱要領第12条第3項第2号は、一般競争入札の場合の開札について、「入札執行者は、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。……）第167条の9の規定を準用し、くじにより入札参加資格の審査の順番を決定するものとする。」と定めている。ここで引用されている地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）第167条の9は、「普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。」と定めており、これを受けて、水道局が一般競争入札を行う場合の入札説明書には、「同額抽選」として、「落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。」と記載されている。

上記によれば、指名見積合せにおいて同価の入札をした場合にくじを引くことができるのは、①見積参加者又はその代理人、②（①がくじを直接引くことができない場合）当該指名見積合せの事務に

関係のない水道局職員ということになると考えられるところ、本件では、①か②のいずれがくじを引いたのか明記されていない。特に②の場合には、当該指名見積合せの事務に関係のない職員がくじを引いたことを明確にすべきであることから、くじ引きによる場合には、くじを引いた者が誰であるかを明記すべきである。

本件は、役務の指名見積合せの開披に当たり、同額の見積があったことから、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第24条第4号及び同第12条第3項第2号並びに地方自治法施行令第167条の9の規定を準用し、当該見積執行事務に関係のない職員（立会人）がくじ引きを行い、契約業者決定を行ったものでありますが、見積執行調書等の関係書類において、どの者がくじを引いたかについての記載が無かったものです。

今回の指摘を受けて、同額による紙入札等があったことにより、くじを引いた者がいるときは、どの者がくじを引いたかについて落札候補者（又は決定業者）となった者の入札書（見積書）又は入札等執行調書に記入することとしております。今後もこのような対応を継続してまいります。

【報告書57ページ】3.2.8(3) 庁用自動車リース契約について①

ファイナンス・リース取引は、①ノンキャンセラブル（解約不能）及び②フルペイアウト（投資資本の全額回収）であることが求められている。

庁用自動車リース契約について、リース資産台帳上、リース取引区分が「ファイナンス（移転外）」としてファイナンス・リース取引に区分されているにもかかわらず、賃貸借契約書の条項をみると、発注者である水道局が必要に応じて中途解約できる内容となっており、その場合の損害賠償についても未経過リース料の違約金が発生することは明記されていない。このような契約書の条項では、ノンキャンセラブル（解約不能）の要件に該当するとは言い難い。

上記の契約書を利用した自動車リース契約については、ファイナンス・リース取引に該当するか否かについて疑義があり、また、今後、ファイナンス・リース取引として自動車リース契約を締結するのであれば、契約書の条項をノンキャンセラブル（解約不能）要件に適合するよう、変更すべきである。

本件のような庁用自動車リース契約において、当局のリース資産台帳では、地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領第22条の規定に基づき、リース取引区分が「ファイナンス（移転外）」としてファイナンス・リース取引に区分されています。所有権移転外ファイナンス・リース取引の定義として、同要領第22条第4項により①ノンキャンセラブル（解約不能）及び②フルペイアウト（投資資本の全額回収）が要件とされていますが、これに係る賃貸借契約書では、発注者である水道局が必要に応じて中途解約できる内容となっており、その場合の損害賠償についても未経過リース料に係る違約金が発生することについて明記されておらず、上記の要件を欠く内容となっているものです。

このことについては、対象物件のリース契約依頼の受付時においてリース取引区分の確認を行っていなかったことが要因の1つとして考えられます。

現行の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る契約においては、契約書条項中に「…を除き、原則として特段の事情がない限り、発注者から賃貸借期間中途での解約はできないものとする。ただし、発注者がやむを得ない事情により当該期間途中で解約する場合には、受注者と協議のうえ、発注者は受注者に対し、賃借期間満了までの賃貸借料金相当額を違約金として清算するものとする。」という文言を加え、当該取引要件に適合した内容にしております。

なお、今後のリース取引に係る契約においては、発注課からの契約依頼受付時にリース取引区分の確認を徹底するとともに、契約条項についても当該区分に適合した内容に整えていきます。

【報告書57ページ】3.2.8(3) 庁用自動車リース契約について②

水道局では、庁用自動車リース契約の一般競争入札を行う際に、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引かを明示した形での入札告示は行われていない。仮にオペレーティング・リース取引であるという認識をもったリース業者が入札すれば、ファイナンス・リース取引であるという認識をもったリース業者と比較して、入札金額を安くして落札しやすくなることが予想される。入札するリース業者間の認識を共通のものとするために、入札告示の際に、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引かを仕様書に明示すべきである。

水道局の庁用自動車リース契約において、当局のリース資産台帳では、地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領第22条の規定に基づき、リース取引区分が「ファイナンス（移転外）」としてファイナンス・リース取引に区分されています。一般競争入札においても、ファイナンス・リース取引を想定して告示を行っておりましたが、このことについて明記されておらず、入札するリース業者が取引区分を認識し難い内容になっていました。

指摘を踏まえ、令和7年度納車分の入札にかかる仕様書では、条項中に「当該賃貸借契約はファイナンス・リース取引とする。」と明記し、入札告示の際に当該リース取引区分がファイナンス・リース取引であるとの共通の認識をもつことができる内容にいたしました。

【報告書63ページ】3.2.12(3) 本局庁舎の除雪開始時間について

水道局本局庁舎構内ほか除雪及び排雪業務特記仕様書は、本局庁舎及び堤防側駐車場の除雪の作業時間に関して、近隣への騒音を考慮して、開始時間を午前3時以降としている。

しかしながら、この原則が守られておらず、受託者はほとんどの除雪作業において午前3時より早く作業を開始している。

受託者の都合で早く始める場合があるとのことであるが、積雪や天候の状況により例外的に早く始める必要がある場合があることは理解するものの、そのような場合を除いては、受託者に対し特記仕様書通りの運用を求めるべきである。

本件は、仕様書上、除雪の作業時間を午前3時以降と定めておりました。

しかし、作業の都合上、開始時間を早めて業務を行っていたものです。

受託者には仕様を順守すること及び原則から外れた扱いとなる場合は協議を行うことを申し入れるとともに、現行の仕様は作業上困難なものとなっていないか検討し、必要に応じて仕様の見直しを検討してまいります。

【報告書64ページ】3.2.15(3) 本局庁舎1階の身障者用トイレについて

水道局本局庁舎1階の身障者用トイレについて、便座に着座した際、右側にはL字型の手摺が設置されているが、左側に手摺がない。左側にも手摺を設置すべきである。

なお、便座に着座した際の左側には木製の台が設置されている。この木製の台の高さは便座の高さとはほとんど変わらないため、歩行困難者等が利用する場合、立位を保つためにはこの木製の台は役に立たず、右側のL字型手摺のみを掴んで身体を支持しなければなくなり、この木製の台では立位の保持が難しい場合がある。

車椅子使用者用トイレについては、札幌市福祉のまちづくり条例及び同施行規則により、腰掛便座の両側に手すりを設けるものとされており。

現状、便座の右側には洗面台用の手すりが設置されておりますが、左側にも簡易の手すりを設置し、障がいのある方の利用に適した形への整備をいたします。

【報告書65ページ】3.2.17(3) 水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することについて
水道サービス協会は毎年約10件の水道局の入札に参加し、また、毎年約10件の随意契約を締結している。

札幌市が何らかの形で水道サービス協会の経営に関与する必要があるのは否定するものではないが、上記のように水道サービス協会が水道局の入札に参加し、随意契約を何件も締結している以上、水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することは入札の公正さや随意契約の妥当性など両者間の契約の公正、妥当性に関する疑念を生じさせ、水道行政への市民の信頼を失わせるものであるため、かかる兼任をすべきではない。

水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任する場合、双方代理の問題が生じる。水道事業管理者と水道サービス協会の理事長を兼任する者が、水道局と水道サービス協会双方をそれぞれ代表して契約締結を行った場合、双方代理に関する民法第108条が類推適用されるため、かかる契約締結行為は民法第108条に反する双方代理行為となると解される。

水道局では、民法第108条の類推適用を回避するために、令和6年11月7日付けで、水道事業管理者により札幌市水道事業管理者事務委任規程を制定した。

民法第108条の立法趣旨に鑑みると、このような規程を水道事業管理者が自ら臨時に制定し、その代

表する法人との間の契約締結を補助職員に委任をしても、民法第108条の類推適用を回避できるか疑問である。

水道サービス協会の理事長は、水道局と並ぶ水道事業の担い手の一翼として、市行政を取り巻く社会情勢に精通し、幅広い行政経験、国等との連絡調整能力、組織の最高責任者として高度な経営能力・管理能力や経験を有する人材が必要とされることから、これまで本市局長職を経験した者が就任してきました。

本件では、前理事長の急逝を受け、他に適任者が見つかるまでの間、緊急・臨時として水道事業管理者が理事長に就任しました。

後述のように、理事長への就任は制度上認められているものと考えておりますが、より適正な事務執行を図るため、札幌市水道事業管理者事務委任規程を制定し、水道事業管理者が代表を務める団体との契約事務を総務部長に委任することにしました。

水道事業管理者が水道サービス協会（市の出資比率50%）の理事長を兼任することは、地方公営企業法第7条の2第11項、地方自治法第180条の5第6項及び地方自治法施行令第133条により、制度上認められており、双方代理の問題は生じないものと考えております。

その上で、札幌市水道事業管理者事務委任規程に基づき、疑義が生じないように契約事務を進めてきました。

なお、令和7年4月1日に新理事長が就任し、現在、水道事業管理者は水道サービス協会の理事長ではありません。

【報告書67ページ】3.2.18(3) 不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書の記載漏れについて

不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書について課所名または請求番号が空欄になっているものが見受けられた。質問の結果、課所名は必要な記載事項であり、請求番号も課ごとに付番するのが原則であり、これらの空欄は単なるミス（記載漏れ）であるとの回答を受けた。このようなミスは事後的な検証可能性、簿冊間の整合可能性を保つことができなくなるので、課所名、請求番号の記載には漏れがないか簿冊の作成後、再度の確認が必要になると考える。

一部の課において、不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書を、課所名や請求番号の記載が漏れたまま作成していたものです。

不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書の課所名と請求番号の記載を徹底するよう周知を行ったとともに、総務課においても、より慎重にチェックを行っています。

【報告書68ページ】3.2.20(3) 水道記念館来場車両等誘導警備業務における入札参加資格の審査について

水道記念館来場者車両等誘導警備業務に関しては、事後審査型一般競争入札方式が採用されている。この事後審査型一般競争入札は、入札参加資格の審査を入札前には行わず、開札後に一旦落札者の決定を保留にして、落札候補者の入札参加資格の審査をし、落札者を決定する入札方法である。

水道記念館来場者車両等誘導警備業務については、警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務（施設警備）に係る警備業の認定を受けていることを入札参加資格の一部としている。

入札後にこの資格を審査するにあたり、認定証の提出を受けているが、有効期限が切れている認定証で審査し落札者を決定している。

入札参加資格の審査を厳格にすべきである。

本件は、事後審査型一般競争入札において、落札候補者について入札参加資格要件である「警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務（施設警備）に係る警備業の認定を受けていること」を確認するに当たり、提出された警備業の認定証で審査を行い、落札者として決定したのですが、その際に当該認定証の有効期限が切れていることを見落したものです。

今回の指摘を受けて、本件の落札者は警備業としての認定を受けており、入札参加資格を当時から満たしていることを事後的に確認しました。今後は入札執行者や入札執行補助者などによるダブルチェックを徹底し、適正な審査に努めてまいります。

イ 「3.3 総務部 財務課」関係

【報告書70ページ】 3.3.2(3) 目的外使用許可における営利非営利の基準について

市長部局の運用基準によれば、許可の相手方が株式会社であれば、営利用に区分されることとなる。しかし、水道局において、許可の相手方が株式会社であるにもかかわらず、非営利用として扱っている事例が確認された。

水道局からは、「団体によって営利か非営利かどちらの基準を適用するか分けているのではなく、利用目的によって整理しています。」との説明がなされたが、市長部局の運用基準と異なる取扱いをするのであれば、水道局独自の運用基準を策定すべきである。

水道局における行政財産の目的外使用許可において、建物の使用料算定については、市長部局の運用基準「行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付けの運用基準」（平成20年3月28日札管財第2617号）を準用しております。

営利用と非営利用では使用料の計算方法が異なり、当該運用基準においては、許可の相手方（主に営利法人か非営利法人か）により区分を行うこととしておりますが、水道局では、使用目的により区分を行っておりました。

ご指摘を踏まえ、今後は、市長部局の運用基準のとおり、許可の相手方が株式会社の場合は営利用に区分することといたします。

【報告書71ページ】 3.3.3(3) 目的外使用許可の追加変更について

水道局は、水道サービス協会から令和5年5月22日付け行政財産許可変更申請書により申請された使用許可期間の延長について、これを認めたが、その根拠として、水道局公有財産事務取扱要領第21条第2項を挙げている。

しかし、同条は「使用許可の取消し等」に関する条文であって、第1項で許可条件に違反した場合の使用許可の取消しに関する規定が設けられ、第2項では、「前項に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要と認めるときは、管理者は、いつでも使用許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。」と規定されているため、同項でいう「その内容を変更することができる」とは、使用許可に係る対象や期間を拡大するのではなく、縮小することを想定していることは明らかである。そのため、使用許可期間を延長する根拠として同条を挙げるのは不相当であり、使用許可期間の更新（上記取扱要領第17条第2項）として取り扱うか、または新たな使用許可として取り扱うべきである。

令和5年度にさっぽろ水道サービス協会より申請があった、使用許可（期間の延長）の起案において、水道局公有財産事務取扱要領第21条第2項「前項に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要と認めるときは、管理者は、いつでも使用許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。」を根拠規定に、使用期間の延長として取り扱っておりました。

ご指摘を踏まえ、目的外使用許可の期間延長を行う場合には、水道局公有財産事務取扱要領第17条第2項に基づく使用許可期間の更新として取り扱うことといたします。

【報告書73ページ】 3.3.4(3) 自動販売機の設置に係る目的外使用許可について

水道局では、自動販売機設置事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているが、自動販売機設置事業者を決定するに際して、競争型公募制度を導入し、一般競争入札の手続きに準じてこれを実施している（最も高額な使用料を入札した設置事業者を目的外使用許可の相手方とする）。

しかし、水道局公有財産事務取扱要領には、競争型公募制度によって目的外使用許可の相手方を決定することを想定した規定は設けられておらず、事実上、一般競争入札の手続きに準じてこれを実施しているに過ぎない。そのため、上記取扱要領に、競争型公募制度によって目的外使用許可の相手方を決定するための手続き（一般競争入札の手続きに準拠するのであれば、その旨）を、明記すべきである。

水道局にて実施している、自動販売機の調達における競争型公募制度による目的外使用許可については、各庁舎の状況等を踏まえた上で、競争入札制度を導入するため、起案において手続きを整理したものです。

本件ご指摘および報告書73ページのご意見を踏まえ、自動販売機の設置については、目的外使用許可から貸付契約への移行を含め検討しております。また、取扱いに合わせて水道局公有財産事務取扱要領の改正を行うなど、関係規程の整備を適切に実施する予定です。

【報告書75ページ】 3.3.6(3) 出納取扱金融機関等検査について

水道局の公金出納事務においては、日々、各金融機関から送付される収納原符等の関係書類について、財務調査係が厳しくチェックを行っているが、近年においては、特段、事務の遅滞や事故は発生しておらず、また、近年の金融機関検査においても、重大な事務誤りや指摘事項は見受けられなかったことから、水道局としては、各金融機関における水道局の公金出納事務については、適切に行われているものと認識しているとのことである。これを前提とすると、出納取扱金融機関については毎年検査を実施する必要があるとしても、収納取扱金融機関についてまで毎年検査を実施する必要まではないものと考えられる。

一方で、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の定期検査は、札幌市水道局会計規程第13条に基づいて実施しているところ、同条の文言上、定期検査については、出納取扱金融機関のみならず、収納取扱金融機関についても、「定期（年1回）」の検査を実施しなければいけないかのような疑義が生じる。

そのため、札幌市水道局会計規程第13条の「定期（年1回）」という文言を「定期」に修正することによって、上記疑義を解消すべきである。

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の定期検査は札幌市水道局会計規程第13条により、「定期（年1回）及び臨時に出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない」と定められておりますが、現状、出納取扱金融機関については年1回、収納取扱金融機関については概ね5、6年に1回の頻度で検査を実施しているところです。

ご指摘のとおり、札幌市水道局会計規程の改正（令和7年3月31日施行）を行い、同規程13条中の「定期（年1回）」という文言を「定期」に修正しました。

【報告書78ページ】 3.3.8(3) 無用な特定随意契約について

参考見積依頼時点では「収集運搬及び処分業務」の内容で見積回答（参考見積用の仕様書にて依頼）を受けていたが、告示された仕様書では「収集運搬業務」についての記載がなく、「処分業務」のみの記載となってしまうていた。そのため、「収集運搬業務」が対象外とされるおそれがあったため、別途特定随意契約を締結して、「収集運搬」業務を委託したものである。告示される仕様書に「収集運搬業務」を明記しておけば、無用な特定随意契約を防ぐことができたはずであるため、正確な事務処理を励行されたい。

過去の同種業務発注の際は「収集運搬及び処分業務」で行っていたところ、本件に限り事務処理上の誤りにより「処分業務」のみの記載となっておりました。

ご指摘以降、同種業務発注の際は「収集運搬及び処分業務」としております。

【報告書79ページ】 3.3.9(3) 「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札幌市水道局会計規程」の関連性について

会計処理要領第35条 固定資産の減価償却の方法は、会計規程第14条第2項及び第3項の定めるところによる。とあるが、これは第14条ではなく第114条が正しいと思われ、規程の文面を修正すべきである。

会計処理要領第35条の参照条文が誤っておりました。

会計規程処理要領第35条の文面を修正いたしました。

【報告書86ページ】 3.3.15(3) 予算における一時借入金の限度額の設定について

予算書の令和2年度～令和6年度の一時借入金の限度額はすべての年度で80億円とされている。

この設定根拠は災害が起きた際に完全復旧するのに3か月を要すると想定すると、一時的に必要な資金は100億円（給水収益約400億×3カ月/12カ月÷100億円）と算出され、過去5年間における預金残高の最低額がおおよそ20億円であったことから差額の80億円を一時借入金限度額として設定しているものである。

しかし、各年度の預金残高の最低額は各年度によって異なる。よって、各年度ごとに一時借入金の借入限度額を、年度ごとの預金額をもとに算出されるべきであると考え、指摘事項とした。

災害が起きた際に完全復旧するのに3か月を要すると想定すると、一時的に必要となる資金は100億円（給水収益約400億×3か月/12か月≒100億円）と算出されます。

過去5年間における最低預金残高が20億円であるため、差額の80億円を一時借入金限度額として設定していたものです。

ご指摘のとおり、各年度ごとの預金額をもとに算出することといたします。

【報告書87ページ】3.3.16(3) 無形固定資産におけるソフトウェアの独立表示について

地方公営企業法施行規則の勘定科目表をみると、無形固定資産についても勘定科目を独立表記している。実施した監査手続きの結果、その他固定資産として表示されているのはすべてソフトウェアであることを確認した。よって、ソフトウェアを独立表記するべきであると言える。確かに水道事業においてはダム使用权がメインであり、それに比してソフトウェアの金額は僅少と考えることもできる。

しかし、札幌市のその他の公営企業会計を参考にしたところ、下水道事業と病院事業ともにソフトウェアを独立表示している。地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要がある。

よって、令和6年度以降はソフトウェアを無形固定資産の独立表記科目とするべきである。

札幌市のその他の公営企業会計を参考にすると、下水道事業と病院事業ともにソフトウェアを独立表記しておりますが、水道事業ではこれまではソフトウェアの金額が無形固定資産全体の金額に比べて僅少であったことなどからその他無形固定資産として表示しておりました。

今後はソフトウェア資産の金額増加が見込まれることや的確な情報開示という観点を踏まえて、令和6年度の決算において、無形固定資産におけるソフトウェアを独立表示に改めて対応いたしました。令和7年度以降の決算につきましても令和6年度決算と同様、表示を改めるよう対応いたします。

【報告書87ページ】3.3.17(3) 平岸庁舎の固定資産明細書上の表示について

平岸庁舎は当初の使用目的を反映して現在も、固定資産明細書上、公舎合宿用建物として表示されている。しかし、現在、1階は水道局の書庫、倉庫として使用され、2階はスポーツ局に無償で貸していることが確認された。

地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要がある。

現在の使用状況を鑑みるに、水道局職員の福利厚生のために供するためではないことから、固定資産明細書上、公舎合宿用建物としてではなく、その他建物として表示するべきである。令和6年度より現状に即した固定資産区分の変更を実施するべきであることから、指摘事項とした。

平岸庁舎は当初の使用目的を反映して現在も、固定資産明細書上、公舎合宿用建物として表示されていますが、当該庁舎は現在、1階は水道局の書庫、倉庫として使用され、2階はスポーツ局に無償で貸しております。

地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要があります。当該庁舎の現在の使用状況を鑑みるに、水道局職員の福利厚生のために供するためではないことから、固定資産明細書上、その他建物として表示するべきでしたが、公舎合宿用建物として表示していたものです。

平岸庁舎は昭和50年に職員会館として取得したことから「公舎合宿用建物」として固定資産登録していたものですが、ご指摘のとおり現在は当初の利用目的と異なる用途で使用していることから、現状に即し、令和6年度決算より「その他建物」の固定資産区分への変更を行いました。

【報告書88ページ】3.3.18(3) 札幌市水道局会計規程第105条について

札幌市水道局会計規程第105条(1)カでは、工具、器具及び備品（耐用年数1年以上かつ取得価額がおおむね10万円以上のものに限る。）を有形固定資産としている。

しかし、10万円以上のものは有形固定資産であるし、10万円未満のものは消耗品となるので、おおむねという言葉は削除すべきと言える。地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成する必要がある、そのためにもあいまいな規程の文言は正規の

簿記の原則に反する危険性があるからである。

固定資産か消耗品かを判断するにあたっては、これまでも明確に10万円を基準としておりましたが、「おおむね」の文言が記載されていました。

会計規程の改正（令和7年3月31日より施行）を行い、第105条中の「おおむね」という文言を削除いたしました。

【報告書89ページ】3.3.21(3) 固定資産台帳への登録漏れについて

清田区営業拠点候補地について、一部を異動した際に、固定資産整理簿上では異動として減少されているにもかかわらず、固定資産台帳上の取り扱いが異動前と変わっていない。当該異動分については、新たな固定資産コードを付して別資産として管理すべきである。

清田区営業拠点候補地について、一部を異動した際に、固定資産整理簿上では異動として減少されておりましたが、固定資産台帳上の取り扱いが異動前と変わっていなかったものです。

令和6年度決算より、ご指摘のとおり修正いたしました。

【報告書90ページ】3.3.23(3) 旧宮の森B配水池用地（普通財産）について

当該土地は昭和57年10月に施設が撤去された際に行政財産から普通財産へ転換されて以降、一切使用されていない状態にある。普通財産は早期に経済的価値を保全発揮すべきであるにもかかわらず、長期間使用されていない状態にある。

当該土地はその形状や地積の特殊性から経済的価値が低いと考えられるものの、経済的価値の保全発揮にかかるコストを勘案しながら、経済的価値の保全発揮について具体的な計画を立案し、実行すべきである。

当該土地は、民間の開発会社から水道施設とともに昭和47年に寄付を受けたもので、その後、昭和57年に水道施設を撤去しております。土地の形状が不整形であり、現状、山林のようになっていること、用地の一部に市街化調整区域があること、固定資産税評価額が台帳価格と比べて著しく低いことなどから、公募売却等による経済的価値の保全発揮が極めて困難な状況にあります。

ご指摘を踏まえ、当該土地の取り扱いについて検討していきます。

【報告書91ページ】3.3.24(3) 旧宮の森Eポンプ場用地（普通財産）について

当該土地は昭和54年11月に施設が撤去され、昭和56年1月に行政財産から普通財産へ転換されて以降、一切使用されていない状態にある。普通財産は早期に経済的価値を保全発揮すべきであるにもかかわらず、長期間使用されていない状態にある。

当該土地はその形状や地積の特殊性から経済的価値が低いと考えられるものの、経済的価値の保全発揮にかかるコストを勘案しながら、経済的価値の保全発揮について具体的な計画を立案し、実行すべきである。

当該土地は、民間の開発会社から水道施設とともに昭和51年に寄付を受けており、その後、昭和54年に水道施設を撤去しております。地積が22.92㎡と極小地であり、現状、山林のようになっていることから、公募売却等による経済的価値の保全発揮が極めて困難な状況にあります。

ご指摘を踏まえ、当該土地の取り扱いについて検討していきます。

【報告書91ページ】3.3.25(3) 旧平岡資材置場用地（普通財産）について

当該土地は平成8年3月に行政財産から普通財産へ転換され、以降現在まで継続して交番用地として北海道警察へ貸付を行っている。

その経緯や実際に交番が存在している事実から、北海道警察への貸与以外の用途に使用することが現実的に不可能であると考えられるため、北海道警察への土地の売却について、具体的な検討を行い、実行すべきである。

当該土地は交番用地として、北海道警察に対し普通財産の貸付契約を行っております。

北海道警察に対し、今後の土地の使用予定および買取希望の有無について照会を行いました。北海道警察からの回答内容を踏まえ、当該土地の取り扱いについて検討を行います。

ウ 「3.4 総務部 企画課」関係

【報告書98ページ】3.4.5(3) 水道記念館ホームページにおけるバリアフリー案内について
ホームページ上、施設のバリアフリーに関する車いす利用者への案内が、「小さなお子様をお連れの方へ」の案内に混在している。
バリアフリーに関する案内は別項目にしてわかりやすく表示すべきである。

水道記念館ホームページは、同施設の管理運営業務の委託者である水道サービス協会が、「札幌市公式ホームページガイドライン」を参考に作成しております。

本件につきましては、ホームページ上で「車いすをご利用の方」のリンク先が、本来の案内記事ではなく、同ページの「小さなお子様をお連れの方」の案内記事へと誤って設定されておりました。

水道サービス協会に修正するよう指示し、現在はリンク先が正しく設定されております。今後わかりやすいホームページ作成に努めてまいります。

【報告書98ページ】3.4.6(3) 水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務の入札参加資格について

水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務はいずれも警備業法第2条第1項第1号の施設警備として入札参加資格を定め、水道記念館来場車両等誘導警備業務においては、最低1名は施設警備2級以上の検定資格を有するものなどの配置を求めている。

しかしながら、本業務は駐車場内であっても、車両の雑踏する場所等における車両の誘導等を行うものであり、同条項第2号の雑踏・交通誘導警備とみるべきである。

警備業法第2条第1項第1号による施設警備は、「警備業務対象施設（駐車場等）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」と定められています。また、同条項第2号の雑踏・交通誘導警備は、「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」と定められています。

指摘されている業務については、いずれも来場者及び車両の安全確保・誘導を目的としており、雑踏・交通誘導警備に該当するものでしたが、施設（駐車場）内の警備であることから、施設警備としておりました。

令和7年度より、いずれも警備業法第2条第1項第2号の交通誘導警備として入札参加資格を定めています。

エ 「3.5 総務部 営業課」関係

【報告書99ページ】3.5.1(3) 債権放棄の通知について

民法上、債権消滅の効果が発生するためには、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示した」ことを要し、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」のであるから、債権放棄の通知が相手方に到達しなければ債権消滅の効果は発生しない。相手方が所在不明等である場合には、公示による意思表示の方法も存在するところである。

また、最判平成24年4月20日集民240号185頁は、議会が債権放棄の議決をした場合に、債権放棄の効力が生ずるには、債権放棄の意思表示が必要であると判示しており、このことは、債権管理条例に基づいて債権放棄を行った場合にも妥当し得る。

したがって、水道料金の債権放棄をした場合に債務者に対する通知をしていない現在の運用は、札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱に明確に反するうえ、上記民法の規定や債権放棄の意思表示の要否に関する最高裁判例に照らせば、債権消滅の効果も発生していないことになる可能性が高いため、改めるべきである。

債権放棄に係る通知は、札幌市債権放棄に関する取扱要綱第8条及び札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱第8条で「原則として、通知するもの」と規定されており、対象者の多くが居所不明者や法人の休廃止など所在が判然とせず、通知しても返戻となることが明らかと考えていたことから、通知を行っていなかったものです。

この度の指摘を受け、令和6年度の債権放棄は実施しないことといたしました。

今後とも他部局や他政令市における対応を踏まえ、適切な債権管理について検討してまいります。

【報告書104ページ】 3.5.2(3) 個人破産の場合の債権放棄について

水道局では、法人破産により破産手続終結・廃止決定が確定した場合には、債権の消滅を伴う不納欠損として直ちに債権消滅の効果を生じさせるのに対して、個人破産により免責許可決定が確定した場合には、免責許可決定後直ちに債権放棄を行うのではなく、徴収停止及び不納欠損を経たうえで、3年を経過してから債権放棄を行っている。しかし、札幌市債権管理条例第16条第1号は、「破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項 ……その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。」と定めており、個人破産による免責許可決定が確定した場合は明らかに同号に該当するのであるから、免責許可決定の確定により直ちに債権放棄が可能である。

また、札幌市債権管理条例第16条は、「放棄することができる」と規定するのみであり、債権放棄を義務付けているわけではないが、適時に債権放棄を行うことによって、実質的に徴収不能となった未収水道料金債権を適時に消滅させることができ、債権管理の適正化を図ることができる。さらに、当該年度内に個人破産により免責許可決定が確定した債権について、当該年度末に債権放棄を行うこととすれば、現状のように3年経過後に債権放棄を行う場合と比較して、事務処理や管理が煩雑になるとも思われぬ。

したがって、個人破産により免責許可決定が確定した債権については、免責許可決定後3年間を待つ必要性は全くなく、当該年度末に債権放棄を行うなどして、適時適切に債権放棄を行うべきである。

破産手続終結・廃止の確定による法人格の消滅に合わせて直ちに債権消滅効果を生じさせている法人破産処理に比べ、個人破産は免責決定と同時に債権が消滅するわけではないことから、札幌市債権管理条例第16条(3)及び札幌市水道局債権管理規定第21条第2項に合わせて3年経過後に債権放棄しているものです。

この度の指摘を踏まえ、準備が整い次第、適切に債権放棄処理を行ってまいります。

【報告書107ページ】 3.5.4(3) 履行延期の特約等について

水道料金が履行期限内に支払われなかった場合、履行期限を延長するためには、履行延期の特約等を行うことが想定されているが、一方で、実情としては、分割納入等として、分割納入依頼書又は誓約書により対応している。

この点について、訴訟手続や強制執行手続等による債権回収措置をとるべき義務を免れるのは、①徴収停止の措置をとる場合、②履行延期の特約等により履行期限を延長する場合、③その他特別の事情があると認める場合に限られているところ、分割納入依頼書又は誓約書は未納者からの一方的な差し入れにすぎないため、②履行延期の特約等には該当しないものと解される。

分割納入依頼書又は誓約書の実務上の有用性は否定しがたいものの、これらが提出されたとしても、水道局が債権回収措置をとるべき義務を免れるわけではないと解されるため、履行延期の特約等の手続を行うことも併せて検討されるべきである

水道料金が履行期限内に支払われない滞納者のほとんどが突発的な支出などによる一時的な納付困難であり、履行延期の特約等の要件に該当しないケースが大多数であることから、分割納入依頼書又は誓約書により対応していたところです。

履行延期の特約等については事務処理マニュアルを改定し周知するとともに、分割納入依頼書又は誓約書の徴求も含めて滞納者個々の事情に合わせた滞納整理を行ってまいります。

【報告書116ページ】 3.5.8(3) 特例料金適用申請書について

札幌市水道事業給水条例第25条第1項は「当該メーターに係る使用者の申請により」水道料金の計算に関する特例扱いを認める旨規定しているが、実際には、管理人からの申請によりこれを認めている。

条例に従って、使用者からの申請に改めるか、仮にそれが実態にあっていないのであれば、管理人からの申請を認めるように条例を改正するべきである。

札幌市水道事業給水条例第25条第1項の特例料金適用申請とは、建物全体の水道料金を、各戸均等に水道を使用しているものとみなして計算することで、水道料金が戸建住宅と同様になるように計算する制度です。この申請は、使用者からの申請により適用することとなっていますが、現状としては、使用者からの委任を受けた管理人からの申請を受理していたものです。

令和7年3月31日に札幌市水道事業給水条例施行規程第27条の規定に基づく特例料金適用申請書の様式を使用者からの申請に改正済です。

【報告書117ページ】3.5.9(3) 検針業務マニュアルについて

検針業務マニュアル中に一般検針業務におけるマニュアルが記載されている（「Ⅱ 一般検針業務」）。一般検針業務は、メーターの指針を読み取り、スマホへ入力し、検針票等により使用者等へ使用水量の算定及び料金の通知を行う業務とされている。

この中に「3 検針の実施時に発生する事例の対応方法」という項目があり、各事例が発生した場合における検針票の通信欄の記載方法が検針業務マニュアル用別表2（「検針票通信欄文言一覧」）の番号を引用する方法で記載されている。

しかしながら、この検針業務マニュアル本文中において記載されている各番号と別表2に記載されている番号が正確に対応しておらず、検針業務マニュアル本文中に記載されている番号が別表2に存在しない、または、検針業務マニュアル本文中記載の番号の別表2記載の通信欄文言が事例と整合しないものが散見される。

検針業務マニュアルを改訂し、これらの番号が対応するようにすべきである。

検針業務マニュアルは、検針受託者への業務説明や指導、営業担当部内の業務認識の共有を図るためのもので、度重なる改正により本文と別表の項番に不整合が生じておりました。

マニュアルに記載されている業務内容と別表を見直しました。今後は業務運用の変更に合わせて適切に対応してまいります。

オ 「3.7 総務部 北部料金課」関係

【報告書120ページ】3.7.2(3) 検査合格年月日の誤りについて

定期刊行物の検査は、納入月の翌月初旬に実施されていることが多く、例えば、令和5年10月分の納入については、「検査合格年月日」が同年11月1日とされている。しかし、検査報告書記載の令和5年1月分の納入については、「検査合格年月日」が同年1月4日となっているが、本来であれば、同年2月初旬に検査がなされるはずであるので、「検査合格年月日」の記載が誤っている。同年2月分の検査合格年月日が同年2月1日となっているのも、同様の理由で記載が誤っている。このような過誤があると、「検査合格年月日」記載の日付に実際に検査を行ったのではなく、事後的にまとめて「検査合格年月日」の記載をしたのではないかと疑念も生じ得るので、正確な事務処理を励行されたい。

検査報告書（新聞及び定期刊行物）により3か月毎の納入に合わせて検査すべきものを、異なる様式により毎月行い、検査合格年月日を誤記入していたものです。

直接購入事務の手引等を再度確認し、適切な事務処理を徹底してまいります。

【報告書121ページ】3.7.3(3) 簿冊の綴り間違いについて

「執行伺 委託料 清掃業務」の簿冊の中に、本来であれば「執行伺 委託料 警備業務」に綴られるべき令和6年2月分の水道局新琴似庁舎警備業務に関する検査報告書等が綴られていた。正確な事務処理を励行されたい。

庁舎管理上の委託業務が複数ありますが、それぞれの簿冊に編綴しなければならない検査報告書等を、誤って違う簿冊に編綴していたものです。

この度の指摘を受けて簿冊の見出し毎に違う色を付けて、それぞれの簿冊の違いを認識しやすくし、再発防止に努めます。

カ 「3.9 給水部 計画課」関係

【報告書123ページ】3.9.3(3) 石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について

執行伺いの際に部経理担当の確認欄が空欄となっている。主管で決定しているので問題ないとの回答を受けたが、出資金、負担金は巨額にのぼるものであることから財務の決裁も必要とするべきである。財務の決裁を必要とすることにより、出資金、負担金へのチェック機能が高まると考える。

札幌市水道局会計規程第128条第2項にて、総務部長が指定する事項は財務課長合議が必要と定めており、毎年発出する予算執行要領通知において、総務部長が指定する事項の一つに、「他会計からの補助金、出資金、交付金及び寄附金等による事業の執行に関する事項」を定めている。この事項には該当しないとの認識誤りがあったため、財務課長合議が行われていなかった。しかし、本来は財務課長合議が必要なものであったことから、同様の合議漏れがないよう改めて局内へ周知を図る必要があると言える。

また、石狩西部広域水道企業団への出資金は独自に簿冊を作成し、管理し、残高を把握するべきであると考え。金額が巨額にのぼる以上、より適切で確実な管理が必要であると言える。

本件については、札幌市水道局会計規程第128条第2項にて、総務部長が指定する事項は財務課長合議が必要と定めており、毎年発出する予算執行要領通知において、総務部長が指定する事項の一つに、「他会計からの補助金、出資金、交付金及び寄附金等による事業の執行に関する事項」を定めています。

本件については、この事項には該当しないとの認識誤りがあったため、財務課長合議がおこなわれていなかったものです。

今回の指摘を受け、同様の合議漏れがないよう、局内に改めて周知を行いました。また、石狩西部広域水道企業団への出資は、令和6年度で完了したことから、これまでの年度別出資額について一覧表の形で整理いたしました。

キ 「3.11 給水部 給水課」関係

【報告書126ページ】3.11.1(3) 盗難被害について

令和5年10月15日（日）に発生した盗難被害については被害届が提出されたのが4日後の10月19日（木）である。

防犯カメラを確認していたこと、また、週末をはさんだことを考慮しても被害届の提出が遅い。

また、1回目の盗難被害からわずか6日後、被害届提出のわずか2日後の10月21日（土）に再度盗難被害に遭っている。

わずか6日の間に2度も同様の盗難被害に遭っており、1度目の盗難被害後、十分な盗難防止策が講じられていたとは思われず、広大な敷地での資材管理であったとしても指摘せざるを得ない。

今後はより一層の盗難防止策の徹底を求めるとともに、防止策をアップデートしていくことを求める。

資材センター敷地で保管していた、水道メーターケース等の金属くずの盗難被害発覚後、防犯カメラ映像の確認や関係各所への聞き取りを優先した結果、ご指摘のとおり、警察への被害届の提出が遅れたほか、被害届を提出した翌日には警察による付近のパトロール強化、敷地内各所に防犯カメラの存在を周知する張り紙を設置したものの、これらの対応では再発を防ぐには不十分であったというものです。

2回目の盗難被害後、野ざらしになっていた被覆銅線は、人目に触れないよう再配置等を行い、容易に持ち出せないよう対策を行いました。加えて、設置していた防犯カメラ内に、令和5年11月から段階的に、動体検知アプリケーションを組み込み、人や車を検知すると警備員詰所の警報機が鳴り、警備員が迅速に現地確認を行えるようにし、併せて、犯行時間である夜間帯の警備員巡回回数を増やし、盗難対策の強化を図っております。

ク 「3.14 給水部 北部配水管理課」関係

【報告書136ページ】3.14.1(3) 水質相談処理票におけるチェック欄の記載について

北部配水管理課について、水質相談等処理票において報告、回答の下記のチェック欄の記載がないものがあつた。

□以下のとおり処理したので報告します。

□別紙案のとおり回答してよろしいでしょうか？

□水質検査を依頼してよろしいでしょうか？

上記いずれかにチェックマークを付すべきであるが、いずれにもチェックマークが付されていない。これは、単なるチェックマークの記載の失念であるが、チェック欄を記載する相談員も、また、この報告を受ける承認者もチェックの失念については注意をするべきである。

指摘を受けているチェック欄の記載漏れについて、通常の水質検査での報告は、1現場あたり1回の調査で完了することが一般的であるが、指摘を受けたものについては複数回継続して検査を行ったため、当初の検査でのチェックが継続していると解釈したため誤認が発生し失念することとなったものです。

全職員に水質相談等処理票の報告時は提出する前に必ずチェック漏れがないかの確認をするよう周知しました。また、報告を受ける承認者もチェック漏れがないか二重チェックを行い記入漏れがないよう徹底いたします。

【報告書136ページ】3.14.2(3) 水質相談処理票への水質検査報告書の添付の有無について

北部配水管理課について、水質検査報告書が閉じこまれていないものがあった。

例として、令和5年4月26日、7月26日、9月4日、9月13日、9月15日、9月28日、10月13日、10月17日、10月24日、10月26日、11月10日受付のものである。

質問の結果、水質検査報告書については電子データにて保管し、必要に応じて印刷し確認しているとの報告を受けたが、水質相談処理票に水質検査報告書が添付されているケースと、添付されていないケースがあるのは、事後的な検証等のためにも問題があると考える。

水質検査報告書は水質検査がなされた際には、水質相談処理票の簿冊に綴じ込むべきである。

水質相談処理票の水質検査結果については、水質試験所で検査を行い検査結果が示されるまで数日を要します。検査結果については、数日後電子データが届き、担当者がデータを印刷しお客様へ報告を行っていますが、その検査報告書(写)を簿冊に綴じ込むことを失念したものです。

課内において、検査報告書(写)を簿冊に綴じ込むのを忘れないよう、周知・徹底しました。今後は水質担当者が定期的に点検するようにいたします。

ケ 「3.21 給水部 水質管理センター」関係

【報告書138ページ】3.21.1(3) 一の沢ダム I T Vカメラ修繕について

令和4年5月18日付け「一の沢ダム I T Vカメラ映像停止に伴う今後の対応について」と題する文書によれば、令和4年5月14日に映像停止が発生した件について、「現在、一の沢ダムの監視は可能な状況であるが、再び映像停止となるおそれがあり、できるだけ早急にかつ何らかの対処が必要と考えられる」と記載されている。しかし、実際にカメラの修繕を行うための起案を行ったのは令和5年10月11日であり、約1年5カ月ほどかかっている。この点について、水道局からは、「映像配信停止の事象は盤内に雨水が流入してしまったことによるブレーカー断が主原因であり、映像配信自体は数日で復帰した。しかし、雨水が盤内に入り込むという構造上の問題や、一度水がかかった機器の耐久性の問題から、再発防止のために修繕を発注することとした（要するに修繕としての緊急性は高くないということ）。また、当年度中に発注する場合は施工が冬季間にかかる可能性があり、施工に影響が出ることが想定されたため1年遅らせた。」との回答を得た。

しかし、修繕としての緊急性は高くないというのは、上記文書の記載とは認識に相違があるように思われるし、また、令和4年5月14日に映像停止が発生したのであるから、当年度中に発注したとしても冬季に入る前に施工を終えることは可能であったと思われる（むしろ、令和5年10月11日に修繕の起案を行っており、こちらの方が施工が冬季間に入る可能性が高いのではないかとと思われる）。修繕の必要性を認識したのであれば、速やかに修繕に着手するよう契約手続きを進める必要があったと思われる事案であるため、今後、同様の業務が発生した場合には、速やかに必要な措置を行うよう留意されたい。

一の沢ダム（水源）の水面を監視する I T Vカメラが、雨水の浸水によると思われる原因で映像配信が停止となり、現場を確認した担当者からは、復旧したものの再び映像配信停止のおそれがあることからできるだけ早急に対処が必要との報告がありました。

しかし、応急措置を施してしばらく様子を見ていたところ、復旧した機器は安定した稼働を続けて

いたことから、I T Vカメラを修繕する緊急性は高くないと判断し、稼働状態を引き続き注視しつつも、修繕は他契約の差金を流用して行うこととしました。

その後、令和4年度の契約差金で修繕する予定でしたが、契約差金を確保できた時点で修繕可能業者に確認したところ、1月に実施予定の当該ダムの土砂搬出工事までに修繕を終わらせるのは難しいとの回答であったため、実施時期を翌年度に延期しました。

以上のことから、修繕は速やかに行われず、事象発生から修繕の起案までに1年5カ月を要したため、監査の指摘対象となりました。

役職者会議等を活用して、今回の事案について課内周知を図りました。また、同様の事案が発生した際には、必要な措置を速やかに行うよう十分留意して対応することとしました。

コ 「3.22 水道サービス協会」関係

【報告書139ページ】3.22.1(3) 役員賠償責任保険について

一般財団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（役員等賠償責任保険契約）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の2・第118条の3第1項）。しかし、水道サービス協会では、平成28年から役員賠償責任保険に加入しているが、その内容を決定するために必要な理事会の決議を経ていなかった。上記一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定は、令和3年3月1日施行の改正法によって導入された規定であり、同日以降、理事会の決議を経ることなく役員賠償責任保険の内容を決定し、これを付保したことは違法である。従前の役員賠償責任保険については理事会の追認決議を行うことも検討し、今後の役員賠償責任保険については、必ず理事会の決議を経てその内容を決定する必要があることに留意されたい。

本件については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の2・第118条の3第1項の規定により、理事会の決議を経ることで、役員賠償責任保険の内容を決定すべきと定められています。しかし、当協会は法律の改正を把握できていなかったことから、この規定が施行された令和3年3月1日以降においても、従前どおり、理事会の決議を経ることなく当該保険に加入していたものです。

理事会の決議を経て役員賠償責任保険の内容を決定し加入することといたしました。また、令和3年度以降、理事会の決議を経ていなかった保険契約についても事情を説明し、理事会の決議を得たものとして取り扱う旨、理事から承諾を得られました。

今後は、法改正等を把握するための情報収集に努め、適正に事業運営を行っていきます。

【報告書140ページ】3.22.2(3) 源泉所得税の過払いについて

令和5年10月分の源泉所得税として、正しくは1,997,613円を支払うべきところ、1桁誤って11,997,613円を支払ってしまった事案があった。令和5年10月分会計の月締処理を行うため、令和5年11月13日付けで会計システム上の預金残高と通帳の預金残高を照合したところ、預金残高に1千万円の不一致が確認されたために、この過払いが判明したものである。直ちに札幌北税務署長に還付手続を行って還付を受けることができたため、本件では事なきを得たが、重大な事務処理の過誤であり到底看過できるものではない。

水道サービス協会では、下記のとおり、過払いが生じた原因を特定し、今後の再発防止策を実施しているため、今後同様の過誤が発生しないように再発防止策を徹底されたい。

本件は、納付書への記載誤り及び払込処理時の確認漏れの原因により、源泉所得税の過払いが発生したものです。原因の詳細については、下記のとおりです。

① 納付書への記載誤り

令和5年10月2日付け決裁済である起案「10月分源泉所得税の支払について」の決裁時において、起案に記載した源泉所得税額と添付資料である「納付書」の写しに手書きで金額を記載したものは1,997,613円で一致していました。しかし、本案決裁後に支払処理のため、「支出決定書」及び「納付書」を作成した際、「納付書」については、改めて本書に金額を手書きしており、誤って11,997,613円と記載したものです（納付書と支出決定書の金額は不一致）。

- ② 払込処理時の確認漏れ
総括係職員及び金銭出納員が払込処理を行った際、「支出決定書」の金額と「納付書」の金額は一致していなかったが、照合が不十分であったため、そのまま支払ってしまったものです。
再発防止策として下記の手順を実施し、再発防止を徹底しています。
- ① **起案には必ず「納付書」本書に金額を記載したものの写しを添付するとともに、「納付書」の本書自体も添えて決裁を受ける。**
- ② **払込処理を行う際には、担当者が「納付書」等を金銭出納員に提出する前に、担当者以外の総括係職員が「納付書」等を確認する。**
- ③ **金銭出納員は、「納付書」等の金額に相違がないことを確実に確認する。**

【報告書147ページ】3.22.5(3) 時間外労働時間の把握について

職員が時間外労働時間を記入したのちに、係長が「現認」の欄に押印し、課長が「所属長」欄に押印することによってこれを承認している。この点について、実際の「時間外勤務・休日勤務・夜間勤務表」をみると、職員が時間外労働時間を行ったとされる日時に、係長が不在であると考えられる（ある月の1日を例にとると、職員が「勤務時間」として申告した17時15分から19時15分までの時間について、係長自身は時間外労働時間として申告していないため、当該時間は係長が不在であると考えられる。）にもかかわらず、係長が「現認」の欄に押印をしているものが散見される。しかし、「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することを意味しているため、係長が当該時間に不在にしていたのであれば「現認」とはいえない。

職員が時間外労働をした時間を実際に「現認」していないのであれば、原則として、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録する必要がある点に留意されたい。

職員の時間外労働時間の現認について、現認者である係長が終業時刻に不在である状況に加え、タイムカードやICカード等で客観的な記録管理を行っていないものです。

職員の勤務時間を適正に管理するため、勤怠管理ソフトの今年度中の導入に向けて準備を進めております。

【報告書149ページ】3.22.6(3) 水道サービス協会理事の構成について

現在の理事は水道技術に優れた知識を有していたり、市民の声を反映する立場の人によって構成されている。

しかし、理事の中には法律についての専門家がない。

実際、水道事業管理者が理事長に選任される際にも、理事会で全く質問や意見が出ていない。

今後も事業において法律的な判断が必要とされる局面が多く発生すると思われる。そのため、弁護士、司法書士等の専門職を理事に加えるべきであると考えます。

ご指摘のとおり、当協会の理事の中には法律についての専門家がない状況ではありますが、理事長の後任を選任するにあたっては、事前に札幌市に打診し、問題がないことを確認したうえで決定しております。

今後、事業において法律的な判断が必要とされる局面が想定されることから、理事の構成について検討していきたいと考えております。

【報告書150ページ】3.22.7(3) 水道サービス協会入札方法について

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約事務取扱要領において、契約に関して、予定額が100万円を超える契約を行おうとするときは、原則として一般競争入札の方法により契約を締結するものとする（契約事務取扱要領第2条）とされている。

しかしながら、この原則はほとんど履行されていない。予定額が100万円超であっても、ほとんどの契約が指名競争入札の方法でなされている。

安易に指名競争入札の方法によるべきではなく、一般競争入札の原則を励行するべきである。

指名競争入札が広く行われているのは入札者を確保する目的だと思料するが、入札者の確保は入札の周知の工夫などによっても可能であると思料する。

本件については、ご指摘のとおり、一般競争入札をほとんど履行しておらず、入札者の確保のため、指名競争入札により契約を締結しておりました。

令和7年度内の一般競争入札の実施において、公募方法（HP等）や公募にあたっての基準等について検討いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和6年度

■ 監査テーマ 水道事業について

(2) 意見

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「3.2 総務部 総務課」関係

【報告書53ページ】3.2.4(3) 指名見積合せの中止について

本件について、指名見積合せの中止前に指名されていた業者1者は、水道局に対して見積書を提出していたところ、見積書在中の封筒右上に「2/20 tel連絡 辞退とのこと」とのメモ書きがなされていることからすれば、水道局が当該業者にお詫びの電話をして、辞退の取扱いをされたものと推察される。しかし、当該業者から正式な見積辞退届が提出されたわけではないため、真に辞退の意思があったか否かが不明確と言わざるを得ない。このように、誤って業者を指名して見積合せを実施してしまった場合、業務受託に対する業者の期待を保護する観点から、正式な見積辞退届が提出されないのであれば、中止後新たに実施する指名見積合せにおいて、見積辞退届を提出していない業者を指名することも検討すべきである。なお、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第97条第2項第1号は、「指名見積合せは、参加資格者の中から原則として3人以上（対象となる参加資格者が3人に満たないときは全員）を指名し、これらの者から見積書を徴取して契約の相手方を決定するものとする。」と定めているため、中止前に指名されていた業者を引き続き指名した結果、指名見積合せの業者が3者を越えたとしても全く問題はない。

本件は、指名見積合せの事務手続きにおいて、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第97の2第2項第1号の規定に基づき、3者を指名し、そのうち1者から見積辞退届の提出があり、別の1者からは見積書の提出がありました。

しかし、それと同時期に前年度の請負業者を指名していなかったことが判明したため、履行実績などを踏まえ当該指名見積合せの中止を見積開披日時の前に決定し、見積書の提出があった業者へ中止の旨を電話連絡したところ、本件の見積参加については辞退の意向を聞き取っていたものの、それに係る見積辞退届の提出を求めています。

その後、本件については、見積辞退届を提出した者と辞退の意向を示した者を外した上で当初の指名業者に前年度請負業者及び別の1者を加えた3者を指名し、見積合せを執行しました。

今後の指名見積合せにおける見積辞退に当たっては、見積辞退届を提出させた上で取り扱うこととします。なお、今後の指名業者選定に当たっては、前年度の選定業者を踏まえた上で業者の固定化を防ぐ観点から一部の業者の入れ替えを行うことや、業者数の下限に拘らない選定を行うことなどを検討してまいります。

【報告書54ページ】3.2.5(3) 特定随意契約（少額）について

本件について、水道局は、税込み99,990円（税抜き90,900円）で特定随意契約（少額）を締結している。確かに、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第98条では、予定価格が10万円未満の場合、特定者から見積書を徴することができることとされているため、99,990円の場合は特定随意契約（少額）を締結すること自体は可能である。一方で、99,990円というのは、10万円をわずかに下回る金額であり、いかにも特定随意契約を締結するために金額を調整したのではないかとも思われ、別の業者から見積書を徴した場合には、さらに低い金額が提示される可能性も考えられる。特定随意契約は競争原理が働かない例外的な契約方法であることからすれば、10万円をわずかに下回る金額の見積書が提示されたときには、場合によっては別の業者からも見積書を徴するなどして（必ずしも指名見積合せの方法による必要まではないと考えられる。）、金額の適正性に留意した対応を行うのが望まし

い。

参考見積が税抜き90,900円であり、予定価格が10万円未満であったことから、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第98条に基づき、特定随意契約（少額）を締結していたものです。

意見を踏まえ、令和7年度業務発注時に3者から参考見積を取得しました。3者の価格を比較した結果、最も低廉であった見積が税抜き90,900円であったため、当該金額を積算額として見積執行を行い、当該見積を提出した業者と特定随意契約（少額）を締結しました。

今後も10万円をわずかに下回る金額の参考見積が提示されたときには、複数の参考見積で価格を比較することとします。

【報告書56ページ】3.2.7(3) 参考見積と実際の入札価格との乖離について

水道局は予定価格を14,113,000円（入札書比較価格 12,830,000円）と設定したのに対して、入札に応じた1者は6,300,000円と半額以下の入札金額で落札した。入札告示前に同者が水道局に提示した参考見積は、15,389,000円（消費税抜13,990,000円）であったところ、参考見積を取得した時点と入札の時点で本件の仕様の変更がなかったにもかかわらず、参考見積の半額以下の入札金額となっている。本件では最低制限価格制度を採用しているわけではなかったため、同者の落札に特段の問題はないように見える一方で、予定価格及び同者の参考見積と比較して半額以下の入札金額となっていることを踏まえると、適正な業務の履行に支障が生じかねない落札金額であるとも思われるところである。このような場合には、当初の参考見積から大幅に金額が下がった理由を確認するなどして、適正な業務の履行に支障が生じないか否かを慎重に検討するのが望ましい。

本件は、落札業者について参考見積を徴取した時点と入札の時点のそれぞれにおいて仕様の変更がなかったにもかかわらず、予定価格及び参考見積と比較して半額以下の入札金額でありましたが、本件は、「札幌市水道局役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領」に基づく低入札価格調査制度や最低制限価格制度を採用しておらず、契約関係規程上において問題がないと判断し、落札決定したものです。

入札金額と参考見積の大きな乖離は、適正な業務の履行に支障が生じるおそれがあることを踏まえ、今後は、このようなケースが起こった場合において、入札金額の錯誤等がないか確認を行った上で落札決定することといたします。

【報告書59ページ】3.2.9(3) リース契約車両修繕補償金について

リース業者によって、水道局が負担する修繕補償金の金額に差異が生じている。

賃貸借契約書上は水道局が全額負担すべきとされる修理費等の損害について、リース業者によって、水道局が負担すべき金額に差異が生じるのは、公平性の観点から問題があると考えられる。そのため、水道局が負担する修繕補償金の金額を可能な限り統一すべく、他政令市や他部局の状況も確認した上で適切な対応をすべきである

本件については、車両保険の加入が仕様書に規定されておらず、リース業者間で加入状況に差異があったことが原因となっております。

賃貸借契約書において、水道局の責めに帰すべき事由により必要となった修理費用は、発注者である水道局が負担することとしており、その負担部分については、1年間に1台につき1回、5万円までをリース会社が補償すると仕様書で定めていたことから、修理費から免責金額5万円を超えた金額を水道局が負担することがありました。一方、リース会社との個別の協議によって車両保険に加入している車両もあり、保険が定める限度額を超えない限り水道局の負担がないケースや、同一車両で1年に2回以上事故が発生した場合、2回目以降の修理費用のうち、免責金額5万円を上限として補償金を支払っているケースもありました。

他部局の状況を確認したところ、契約に際して車両保険の加入を明記している事案が一般的であることを確認しました。これを踏まえ、令和7年度納車分にかかる仕様書では、免責額なしの車両保険に加入することを明記し、1年間に1台につき1回、5万円までをリース会社が補償する規定を削除しました。これにより、リース業者によって水道局が負担する修繕補償金の金額に差異が生じることを解消しています。

【報告書60ページ】3.2.10(3) 係数の設定方法について

係数の設定がわかりにくく、業者から質問が出ているうえ、入札に参加した1社は、他の入社業者の約10倍の金額を入札しており、計算を誤ったのではないかと考えられる。

係数の設定自体に過誤があるわけではないため、計算を誤ったとすればそれは業者の責任であるという見方もできる一方で、業者間の適正な競争を促すという観点からすれば、できる限り係数の設定を分かりやすくする方法を模索することが望ましい。

入札案件によっては、予定価格にするべき単価が複数あり、1つの単価を「代表価格」とした上でそれ以外の単価にはその代表価格に係る係数として設定し、「代表価格」をもって入札に付す場合があります。

本件は、係数の設定の考え方等について事前の質問があり回答を公表していましたが、開札の結果、質問を提出していなかった応札者から他者の約10倍の金額での入札があり、このことについては、「代表価格」やそれに係る係数設定において使用する文言が入札説明書や仕様書などにおいて統一されていなかったことが要因の1つとして考えられます。

上記の要因やいただいた御意見を踏まえ、今後は、入札金額とする「代表価格」の設定並びにそれに付随する各単価の係数設定に当たっては、使用する文言について入札告示、入札説明書や仕様書等において統一したものとし、より分かりやすい内容といたします。

【報告書62ページ】3.2.11(3) 個人情報取扱安全管理基準について

本件の受託者が提出した「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には、当該項目において、「個人情報保護方針」や「情報セキュリティ基本方針」等の規程について、「非開示文書扱いの為、提出及び閲覧は不可となります。」との記載がなされている。

そして、水道局では、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」において、上記項目について、「申出書にて情報セキュリティに関する基本方針等を策定していることを確認した（非開示文書のため、提出及び閲覧は不可）」と評価し、そのほかの項目と併せて、札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしていると評価した。

しかし、個人情報保護方針等は、企業が対外的に個人情報保護等の方針を公表する目的で策定される文書としての性質を有すると考えられるため、これが非開示文書扱いであるとする理由には疑問が生じ得る。このように、非開示文書扱いであるため開示できないとの受託業者の申出があった場合、その理由を検討し、場合によっては非開示文書扱いとしている理由を業者に確認するなどの対応を行うことが望ましい。

受託者が提出した「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に、「個人情報保護方針」や「情報セキュリティ基本方針」等の規程について、「非開示文書扱いの為、提出及び閲覧は不可となります。」との記載がされているが、上記規程が非開示である理由の確認を行っていなかった。

令和7年度以降の契約においては、落札業者から「個人情報保護方針」や「情報セキュリティ基本方針」等の規程を非開示とする旨の申し出があった場合、規程を非開示扱いとしている理由を聞き取りにより確認するとともに、目視確認に努めています。

【報告書63ページ】3.2.13(3) 除排雪の入札参加資格について

入札参加資格の中に「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者であること。」というものがある。

しかしながら、この入札参加資格を求める必要はないように思われる。

令和5年度に関しては、全ての入札においてそれぞれ1者の応札しかなく、十分な価格競争が行われていない。

入札参加資格が不当な参入障壁になっていないか検討を求める。

なお、この「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者であること。」との入札参加資格は、令和6年度の除排雪業務においては削除された。

本件については、より適切な履行品質の確保を目的として「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者」という要件を入札参加資格として設定したものではありませんが、過年度の結果における応札者数の状況を踏まえると、当該要件は入札参入の障壁になっていた可能性は否定できないものと考えます。

令和6年度の当局の除排雪に係る入札参加資格については、「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者」という要件は削除しており、競争性の確保に努めております。

【報告書64ページ】3.2.14(3) 電力調達契約の入札参加予定者からのデータ提供依頼について入札前に、入札参加予定業者から、資料（指定施設一覧）についてExcelによる提供を求められたが、水道局はこれを拒否した。
しかしながら、この資料について、Excelでの提供を拒否する理由がない。
現在はこのような取扱いはしていないということであるが、入札参加予定業者の作業の便宜のため今後はこのような不当な取扱いがないようにすべきである。

本件は、入札参加予定者から電力調達契約の対象となる各施設の使用予定電力量等が記載された仕様書様式5-2「指定施設一覧」について、エクセルファイルによる提供依頼がありましたが、エクセルファイル内に非公開情報等がどこかに含まれたまま提供してしまうおそれがあるのを過度に懸念し、入札参加予定者への資料提供を拒否したものです。

本件は、入札参加予定者にエクセルファイルを提供することについて拒否する理由がないことから、その後の電力調達契約に当たっては、同様の提供依頼においてエクセルファイルによる提供を行ったところと見なす。今後においても同様な取扱いを行ってまいります。

【報告書65ページ】3.2.16(3) 規程の名称（札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領）について

規程の名称は、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領ではなく、札幌市水道局事後審査型一般競争入札施行要領とすることが相当であると思料する。

水道局の規程に関しては、入札参加業者の混乱を招かないことや事務の効率化のため、市長部局と同様の規程とすることが行われており、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領に関しても、札幌市事後審査型一般競争入札試行要領と概ね同内容としているとのことであったが、もはや「試行」の要素がなく、市長部局と協議し、「施行」と改めることを検討するべきである。

本要領は入札者の参加資格の確認を入札後に行う事後審査型一般競争入札に関し必要な事項を定めたもので、平成19年3月30日の制定当初より「試行」の名称を用いています。この名称設定については、試行的に当該入札方式を実施しながら、検証結果を踏まえ要領の内容を適宜見直していくとの主旨によるもので、以後名称の変更は行っておりませんでした。

現在、一部対象外の案件を除き、工事に係る入札のほぼ全件において当該入札方式を適用していること、その実施方法についても確立されていること等を踏まえ、意見のとおり名称変更を行うことを検討します。名称変更に伴う関係規程等における改正必要箇所の精査に時間を要すること及び、年度途中での変更は入札参加者側の混乱も懸念されることから、令和8年度当初からの変更を基本とします。

なお、同内容の要領を運用している市長部局にも情報共有を行いながら進めていくこととします。

【報告書67ページ】3.2.19(3) 車両リースについて

営業車両のほとんどをリースによって使用しているが、購入した際との比較表を作る等、リースか購入かの比較をするべきである。確かに水道局の方針としては営業車両をリースとすることを過去に決定しているが、リースが購入よりもコストが低くなることの資料を残すことが、独立採算制をとる地方公営企業の運営上、必要と考え、意見を付することとした。

水道局では平成11年度まで公用車は購入により調達していましたが、一般的に購入よりも総額が安価になることや、事務処理や業務点検を効率的に行う観点から、平成12年度からはリース契約にて調達を行っています。しかしながら、具体的にリースと購入にかかる費用の比較を行っていませんでした。

意見を踏まえ、令和7年度の更新計画を立てる際に費用の比較を行った結果、人件費を含めたトータルコストでは、購入よりもリースによる調達が安価となりました。維持管理の負担軽減、適切な車両管理を行えることなども勘案し、庁内自動車の調達方法は引き続きリース契約が妥当であると判断しました。

なお、今後も更新計画を立てる際にはリースと購入にかかる費用の比較を行うこととします。

【報告書68ページ】3.2.21(3) 平岸配水池用地（行政財産）について

当該土地の地下部分は行政目的に使用されているものの、地上部分は主にテニスコートとしてスポーツ局へ継続して使用許可を行っている。地下部分を使用しているため、売却等の必要はないものの、地上部分の利用について建物や構築物の売却を含め、利用法を検討すべきである。

建物（平岸庁舎）の3階の一部と1階の大部分を水道局の書庫として活用しており、2階はスポーツ局に対して平岸庭球場の管理事務所として使用許可を行っていることから、水道局としては、建物を活用しているという認識でいたものです。

意見を受けて、スポーツ局と庁舎の活用について打合せを実施しました。地上部分の活用方針については、施設の老朽化を勘案しながら検討していく必要があるため、今後も引き続き庁舎の在り方等について協議を行うこととしました。

イ 「3.3 総務部 財務課」関係

【報告書69ページ】3.3.1(3) 研修施設の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可を行う場合の使用料について、水道局公有財産事務取扱要領によれば、原則として使用料を徴収することとし（同第18条）、例外として使用料を免除することができる（同第18条の2）。一方で、平成10年1月14日付け「平岸庁舎（旧職員会館）及び給配水技術研修所を他の団体が使用する場合の取扱いについて（方針伺）」では、水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合については、原則として使用料を免除し（加算料金のみを徴収）、例外として「一企業が、自己の社員に対して研修会を実施する場合のように、水道事業に寄与するものであっても、当該企業の利益となる要素が強い場合」については使用料を徴収する取扱いが定められており、上記施設の目的外使用許可を行う際の起案には、上記方針伺が常に添付されている。しかし、実際には、水道局において、水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合、上記方針伺の例外に該当しないと思われるにもかかわらず、使用料を徴収している事例が確認された。そのため、水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合に使用料を徴収するか否かについて、上記方針伺を含めた運用基準の整理・明確化を行うべきである。

平成10年1月14日付け「平岸庁舎（旧職員会館）及び給配水技術研修所を他の団体が使用する場合の取扱いについて（方針伺）」により、水道に関する研修のため当該施設の使用希望があった場合については、原則として使用料を免除することとしております。例外として「一企業が、自己の社員に対して研修会を実施する場合のように、水道事業に寄与するものであっても、当該企業の利益となる要素が強い場合」については、使用料を徴収することとしております。

令和5年度において、上記方針伺の例外に該当しないにもかかわらず、使用料を徴収している目的外使用許可が1件ありました。

当該使用許可につきましては、使用者に対し使用料の還付を行いました。今後、当該施設の目的外使用許可を行うにあたっては、方針伺の取扱いに基づき、使用料の徴収・免除について適切に取り扱うことといたします。

【報告書73ページ】3.3.4(3) 自動販売機の設置に係る目的外使用許可について

競争型公募制度を導入しつつも、貸付けではなく、目的外使用許可として取り扱っている。

事業者の立場からすれば、一方的に使用許可の取り消しがなされ、損失補償の請求もできないリスクを含んでいるため、入札に参加すること自体に消極的な対応となる可能性は否定できず、仮に入札に参加したとしても、そうしたリスクを前提とした低額での使用料で入札せざるを得ず、貸付契約の場合と比較して、水道局が得られる使用料（貸付料）収益が減少する可能性が考えられる。

市長部局の取扱い方針が示されてから、既に10年以上にわたって目的外使用許可が繰り返されており、水道局が指摘するような庁舎の効率的な使い方にあたってのリスクというのが果たして現在でも妥当するのか、疑問なしとしない。そのため、貸付契約への移行を含めた検討を行うことが望ましい。

平成24年度の市長部局の通知「飲料等自動販売機の調達及びその取扱いについて（通知）」（平成25年1月16日付札管財第1384号）において、その取扱いを行政財産の目的外使用許可から貸付けへと順次移行するという市長部局の取扱い方針が示されており、企業局においても参考とするよう通知がありました。水道局においては、庁舎の廃止等に伴い自動販売機の撤去や設置場所の変更が必要となる事例が発生していたため、こういった状況に柔軟に対応できるよう、引き続き目的外使用許可として取り扱っております。

ご意見を踏まえ、自動販売機の設置については、目的外使用許可から貸付契約への移行を含め検討しております。また、報告書73ページのご指摘を踏まえ、取扱いに合わせて水道局公有財産事務取扱要領の改正を行うなど、関係規程の整備を適切に実施する予定です。

【報告書74ページ】3.3.5(3) 水道局発注工事に関する土地の目的外使用許可について

水道局発注の工事に利用する目的で、土地の目的外使用許可がなされた場合、受託者としては、水道局発注の工事を施工するために必要な資材置き場等として、水道局の土地を無償で使用できると期待することもあり得るのではないかと考えられる。

工事の入札告示の際に、工事施工のために水道局の所有する土地を目的外使用許可によって使用することができたとしても、これは無償ではなく、使用料が別途発生するという点を周知徹底して、受託者の認識と齟齬が生じ得ないように対応するのが望ましい。

水道局用地の目的外使用許可を行っている発注工事については、基準書等により、現場事務所、倉庫及び材料保管場に係る土地・建物の借り上げに要する費用は営繕費として計上するとしております。また、「国土交通省土木工事標準積算基準書」では、本費用については積算上、共通仮設費率に含まれるとされております。

また、入札告示の際に公表している工事設計書に工事仕様書としている「札幌市土木工事共通仕様書」では、設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとしております。

これらを踏まえ、水道局では受注者から用地の使用の申し出があった場合には目的外使用許可の手続きにて対応しております。

ご意見を踏まえ、目的外使用許可を行い使用料が発生するような工事にかかる入札告示の際の周知のあり方については、現在、内容の精査や課題等を整理し、検討を行っております。

【報告書76ページ】3.3.7(3) 情報機器等の収集運搬及び処分業務について

情報機器等の収集運搬及び処分業務については、情報資産の取扱いという観点に照らして、再委託の承認は慎重になされるべきであるところ、①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」及び②「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」のいずれについても、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に準拠した対応がなされたか否かについて、疑問が生じ得るところである。

仮に本件のように再委託を承認するとしても、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に照らして、適切な再委託の条件を設定するなどして、情報資産の取扱いに万全を期すような対応が望まれる。

情報機器の収集運搬及び処分を行うにあたっては「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に基づき処理を行ってまいりました。

①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」について、ご意見の根拠となっている「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」を所管するデジタル戦略推進局システム調整課に確認したところ、再委託があった場合でも当該業務は受託者（再委託元）の責任において実施するものでありご意見のあった確認や徴取は不要である旨の確認ができたため、これまでの対応に問題はなかったものと考えております。

②「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」についても①と同様にデジタル戦略推進局システム調整課に確認を行ったところ、これまで当該課が行っていた授受簿による対応ではディスクのすり替えなどの悪意を持たれた場合に対応できないため、運搬時の立ち会いか事前のディスク暗号化が必須である旨の回答を得ました。これを踏まえ今後同業務発注の際は情報資産の取扱いに万全を期すべく別の進め方を検討いたします。

【報告書81ページ】 3.3.10(3) 特別損益の中の水道料金調定及び調定減額の表示について

特別損益の中の水道料金の調定については、給水管の漏水等により過年度調定（収益）の修正を行うものであり、特別損失（過年度損益修正損）で計上している。

これらは実際には毎年ほぼ不可避に発生するものであり、経常的な活動とは関係のない臨時的な損失の調整というよりは継続的に発生する営業上の取引に対する損益の調整であると思われる。そうであるとすれば、特別損益ではなく営業費用（雑費）又は営業外費用（雑支出）に表示されるべきと思われる。

公営企業法施行規則において、過年度損益修正損/益は特別損益に計上することとされており、本市においてもこれに基づき経理処理を行ってまいりました。

公営企業法施行規則において、過年度損益修正損/益は特別損益に計上することとされており、総務省による決算統計においても、同じ考え方に基づいて作成しなければ統計としての意味が薄れてしまうため、現行どおりの処理にしたいと考えております。

【報告書82ページ】 3.3.11(3) 貸倒懸念債権に対する回収可能性の検討について

貸倒引当金の計上方法について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上するのであれば、実際の回収可能状況の妥当か否かについて随時検討するべきと思われる。

平成24年の地方公営企業法施行令及び同施行規則等の改正による引当金計上の義務化等に伴い、水道局においても会計要領を策定し、日本水道協会発行「水道事業における地方公営企業会計制度見直しの手引き」を参考に貸倒設定率を100分の50と設定し、その後貸倒設定率の見直しは行っていません。

令和6年度の貸倒実績率を確認したところ、54.98%であり、現在の貸倒設定率（50%）から大きく離れていないことを確認しておりますが、引き続き各年度の貸倒実績率を確認し、必要があれば変更していくことも検討いたします。

【報告書83ページ】 3.3.12(3) 賞与引当金の計上のバックテストについて

賞与引当金で重要なことは見積り金額が合理的であるか否かであるが、これは実際支給額が確定した後賞与引当金算定時の支給見込額と実際支給額を比較することで検証することができ、局内でもこの方法を用いて、見積りが合理的であったかどうかを検証することが有効である。

また、実際支給額と支給見込額の間が多額の差異が発生した場合は、その差異原因について検証する必要がある。

例えば、実際支給額に引当金計上の対象者以外が含まれることにより多額の差異が生じている場合（規程により4月以降入職者にも賞与支給する場合等）や、見積り時点で想定されていない要因が実際支給額に含まれている場合は、実際支給額からその影響額を除いて再度検討し、見積りの合理性を確かめる必要がある。

検証の結果、見積りに用いた仮定（例えば賞与支給は昨年同レベル）が妥当ではないとなった場合は、見積り方法の変更や見積りに用いられる仮定の追加や変更等、翌期に合理的な見積りができるように見積り方法を検討する必要がある。

これまで賞与引当金の計上バックテストは行っておりませんでした。

令和7年6月の期末手当支給後に引当金計上額と実支給額との差を比較検証いたします。

【報告書84ページ】 3.3.13(3) PCBに係る引当金の計上について

局においてPCB廃棄物の廃棄処理が終了していないものが複数存在しているが、将来発生するこれらの処分費用については企業会計原則に基づき、引当金の計上要件を満たしているものと考えられるため、引当金の計上を検討するべきである。

また、過去の処分実績、業者からの見積書等が適当でなく合理的に処分金額を見積もることができない場合には、財務諸表注記を検討する必要がある。

引当金は地方公営企業法施行規則第22条に基づいて計上しているところですが、PCBが含まれている対象機器の調査が終了していないことから、処分に要する費用を合理的に見積もることができない

いため、引当金を計上していませんでした。

水道局では、令和8年度末の処理期限に向けて計画的にPCB廃棄物処分を進めてきましたが、低濃度のPCB廃棄物に関しては再度対象機器の調査を行っており、存在が判明した場合においても、支出総額に対して僅少となることが見込まれるため、重要性の原則を鑑みて各年度の費用として対応します。

【報告書85ページ】3.3.14(3) 決算スケジュールへの前期比較の織込みについて

決算スケジュールに前期との比較を織込むべきであると考え。水道局では決算スケジュールの作成にあたっては昨年の実績を基にしており、また、必要に応じて前年のスケジュールとの比較を適時に行っている。ただし、当年のスケジュール自体に前年のスケジュールは織込んでいない。当年のスケジュールに前年のスケジュールを織込むことでさらなる情報共有や作業の見落とし防止が図られる。また、前期比較によって会計処理の誤り等を発見することができる。よって、決算スケジュールに前期との比較を織込むべきであると考え。

決算スケジュールの作成にあたっては昨年の実績を基に作成してきました。

令和6年度の決算調製事務を行うにあたり、前期（令和5年度決算）の比較を盛り込んだ決算スケジュールを作成いたしました。これにより、前年度との比較を行い、進捗状況の把握や作業の見落とし防止が図られました。

【報告書88ページ】3.3.19(3) 固定資産台帳システムについて

現状の固定資産台帳システムでは、決算書で開示されている減価償却費の総額がシステムから出力されるのみであり、総額を構成する個々の資産の減価償却費の計算方法等が一覧として出力できない。個々の資産に関する減価償却費計算については、資産を取得した際のシステム登録時に確認されていることから、間接的に年間の減価償却費の金額を検証されていると考えられるものの、直接的に減価償却費総額を検算する仕組みが存在していない。

また、システムはクラウドであるが、登録されている資産の最終更新日や最終更新者が記録されないため、取得時に登録されたデータが後に修正されたとしても、検出することができない。

現状の仕組みに直ちに問題があるわけではないものの、改ざんリスクに対する統制が不十分であると考えられる。減価償却費の総額に対して検証する仕組みを構築することが望ましい。

今ではエクセルによる集計を行ったうえで、決算書に開示している減価償却費と一致しているか検算・検証をしていましたが、改ざんリスクについては考慮できておりませんでした。

個々の資産の減価償却費を一覧として出力できるようにシステム改修しました。また、資産の最終更新日や最終更新者の記録については、単独でシステム改修を行うと費用が大きくなることから、その他改修項目と合わせてまとめて改修できないか、検討いたします。

【報告書89ページ】3.3.20(3) 固定資産実査について

固定資産台帳には相当年数が経過している資産が多数計上されており、その実在性に疑義がある資産が複数存在していると考えられる。監査手続の一環としてサンプリングによる固定資産実査を実施したところ、存在しなかった資産は検出されなかったため、問題があると考えられるわけではないものの、固定資産実査が実施されていない状況には問題があると考えられる。

固定資産数が膨大であることから、毎年全ての固定資産実査をすることは現実的でないが、毎年範囲を限定した固定資産実査を実施し、数年で全体の实査が完了する仕組みを構築することが望ましい。

水道局では固定資産台帳データを各課にフィードバックし、各課において台帳データと現物を突合することで固定資産の適正管理に努めているところでしたが、財務課による全固定資産の実査については、固定資産数が膨大であることや人的資源に限りがあることなどから実施できておりませんでした。

ご意見を受け、固定資産の適正管理について、どのような方法で実践できるか検討しているところです。固定資産数が膨大であることから、全数調査は現実的では無いため、毎年、耐用年数を超えた動産のみを抽出して現物確認を行う等の方針で現時点では検討しております。

【報告書90ページ】 3.3.22(3) 建設仮勘定の計上対象となる支出について

令和5年度の貸借対照表に計上されている建設仮勘定に含まれる工事（支出）のうち、最も古いものは平成19年に行われたバイパスに関するものである。バイパスは令和7年度に完成する見通しであるため、令和5年度の決算時点では比較的短期的に固定資産計上されることが想定されるため、問題があるわけではないと考えられる。

しかしながら、バイパス工事全体の観点から見ると、過年度に行われた工事（支出）が20年近く資産として計上され続けており、その資産性に疑義があると考えられる。また、実際に平成19年に実施された工事は主に調査・測定に関するものであり、その効果が工事完成時まで継続して資産価値を有するかどうかという点にも疑義があると考えられる。

ヒアリングの結果、事業費として支出されており、工事に紐づいている原価は全て建設仮勘定として計上する方針を採用しており、当該バイパス工事に関しては、事業が途中で頓挫するような形跡もなく順調に進捗しているとの回答を得ており、当該調査・測定の資産性に問題はないと考えられる。

一方で、現状では水道局全体としての観点から減損損失の有無の検討のみが実施されているため、今後発生する長期間にわたって資産計上され続ける建設仮勘定については、現状で実施されている固定資産全体の減損損失の計上の検討は別途、その有効性や資産性の検討を実施することが望ましい。

今後発生する長期間にわたって資産計上され続ける建設仮勘定については、その有効性や資産性の検討を実施する必要があります。

ご意見のとおり、長期間にわたって建設仮勘定に登録されている資産については、令和6年度決算時にその資産の有効性・資産性を検討いたしました。令和7年度以降の決算時においても同様に検討を続けていきます。

【報告書92ページ】 3.3.26(3) 中沼資材置場用地（普通財産）について

当該土地は平成27年以降、ごみ埋め立て地として環境局環境事業部へ有償所属替が実施されている。有償所属替は令和6年度に完了する見通しである。当該資産を普通財産へ転換せず、行政財産のままとしている理由については、所属替先である環境局環境事業部にて行政財産として取り扱われることが挙げられるものの、水道局としては行政目的に使用していない資産であるため、普通財産へ転換すべきであったと考えられる。

今後同様の資産が発生した場合には、水道局として行政目的に使用しなくなった段階で普通財産へ転換することが望ましい。

当該土地は平成27年度から環境局に対し有償所属替を行っており、令和6年度をもって完了しました。有償所属替を開始した平成27年度の時点で、水道局がリサイクルヤードとして使用していた箇所があったため、水道局が行政目的に使用している行政財産として取り扱ったものです。

ご意見のとおり、今後同様の資産が発生した場合には、普通財産への転換を行います。

【報告書92ページ】 3.3.27(3) 水道料金の定期的な見直し検討について

札幌市の水道料金は、日常生活で使用する水の料金負担が軽減されるよう、家庭向けの「家事の用」の場合は、1か月10㎡分までの従量料金は0円で設定されている。これは、入浴や炊事、洗濯、手洗いといった日常生活に欠かせない水の使用は、利用者の健康を保ち病気を予防するもので、このように水道には公衆衛生を確保する役割があるためとしている。

しかしながら、単身世帯の増加や節水への取り組みなど、近年の家庭における水の使用状況の変化を踏まえ、それぞれの水の使用量に応じた、より細やかな料金体系を検討する時期に来ていると考える。

また、水は私たちにとって欠かすことのできない限りある大切な資源であり、有効に使っていかねなければならない。貴重な水資源が浪費されることのないよう、札幌市の水道料金は逓増制が採用されており、使用する水の量が多くなるほど単価が高くなるように設定されている。札幌市をはじめ多くの市町村の水道料金は、使用した水の量が多くなればなるほど1㎡あたりの従量料金（単価）が高くなるように逓増制が設定されている。

しかし、この逓増制においては、大口需要者の専用水道への切り替えによる級数収益の減少等の問題が生じる。

逓増型料金体系における逓増度の緩和等の対策を講じ、大口需要者の専用水道への切り替えによる

水道収益の減少に対する対応策が必要になると考える。借入金への依存度の減少、施設の更新等にも収益の確保が必要になるからである。

水道料金については、審議会において定期的な議論がされているが、さらなるきめ細かい水道料金体系についての議論が望まれる。

水道には公衆衛生を確保する役割があるため、札幌市の水道料金は、入浴や炊事、洗濯、手洗いなど、日常生活で使用する水については料金負担が軽減されるよう、「家事の用」の場合には1か月10m³分までの従量料金を0円で設定しております。しかし近年、単身世帯の増加や節水への取り組みが進んでいることもあり、水の使用状況の変化を踏まえ、基本料金および基本水量のあり方などについて検討していく必要があります。

また、貴重な水資源が浪費されることのないよう、逓増制を採用しており、使用する水の量が多くなるほど単価が高くなるように設定しておりますが、逓増制では、大口需要者の専用水道への切り替えにより給水収益が減少する可能性があることから、この点についても検討していく必要があります。

ご意見のとおり、基本水量（使用水量に応じてかかる料金が0円となる水量区分）の見直しや逓増度の緩和、大口需要者の専用水道への切り替えによる給水収益の減少に対する対応策については、今後、料金体系を検討するにあたり、重要な課題であるものと認識しております。

これらの課題を踏まえ、料金体系・水準のあり方については、他都市の料金改定事例等について調査・研究し、継続的に検討を進めてまいります。

ウ 「3.4 総務部 企画課」関係

【報告書93ページ】3.4.1(3) 個人情報取扱安全管理基準適合評価書について

札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」には、他の項目と並列して、規格認証の項目が別途の基準として掲げられているのであるから、他の項目を満たしているからといって、当然に規格認証の項目を満たしていると判断することはできないと思われる。そのため、仮に規格認証を受けていなくても当該項目を満たしていると判断するのであれば、より実質的な理由を記載すべきである。

総務局行政情報課の「個人情報取扱事務委託等の基準」の⑧よくある質問と回答に、「安全管理基準（別紙1）について」の質問が記載されており、Q1の回答として、認証を受けていない場合は他に保護措置が講じられていれば「適合」と評価することが可能です。」との記載があります。

これより、評価書の他の事項を満たしていることから「適合」と判断しております。

規格認証の項目については、より実質的な理由として規格認証の取得要件を満たしているかを確認することとし、評価書の他の事項等と併せ、総合的に「適合」か否か判断しております。

【報告書95ページ】3.4.2(3) 札幌水道じっかんキャンペーンについて

水道局では、きき水体験の予算を大幅に増加させた理由として、きき水体験の体験者数は水道ビジョンの「じっかん指標」に定められているため、目標を達成するために、令和5年度のきき水体験は25回開催、10,000人達成を目標にしているためとの説明がなされていた。しかし、実際には、令和5年度のきき水体験の実績は15回開催、7,353人とどまった。予定通り25回開催していれば、目標の10,000人達成も可能だったのではないかとも思われる。

この点について、「令和5年度札幌水道じっかんキャンペーン業務 業務委託仕様書」では、きき水体験の参加者数（目標）として、「受託者からの提案によることとするが、延べ10,000人以上とし、より多くの参加を目指し効率的に実施すること」との記載がなされているにとどまり、きき水体験の実施回数については明記されていなかった。受託者の企画提案書では、15回開催、10,000人達成との提案がなされ、水道局がそれを採用したため、上記のような仕様書になったと考えられるところ、結果として目標の10,000人は達成できなかったという経過は一定理解できる。他方で、きき水体験の予算を大幅に増加させたのは、25回開催に伴う受託者の負担を考慮したことによると考えられるため、上記「業務委託仕様書」において、25回開催を水道局側の条件として提示することも十分にあり得たと思われる。また、仮に当初は15回で10,000人達成を見込んだとしても、目標の達成度合いをモニタリングしていれば、途中の段階で10,000人達成が見込めない状況であることは認識できたはずであって、その段階で回数を増やすことも検討できたのではないかとも思われる。

このように、公募型企画競争（プロポーザル方式）の場合であっても、水道局が達成したい目標と

その意義を受託者と共有したうえで、受託者の提案に完全に任せきりにするのではなく、水道局としても条件を提示するなどして契約内容の調整を行い、契約期間中のモニタリングを適時適切に行って目標達成に向けた進捗管理を行うことが望ましい。

きき水体験について、受託者の15回開催で10,000人達成という提案については、水道局としても実現可能と判断し、上記仕様としたところです。実施にあたっては、適宜受託者との必要な調整や改善指示等を行ったものの、天候不良等の理由によりイベント来場者数が伸び悩んだこともあり、十分な結果を残すことはできませんでした。

令和7年度のきき水体験は水道記念館で実施いたします。きき水体験の目標と意義を受託者へ十分に共有した上で、実施期間中のモニタリングを適時適切に行い、目標達成に向けた受託者との調整や改善指示等を行ってまいります。

【報告書96ページ】 3.4.3(3) 水道記念館業務日報について

受託者における報告者は開館日ごとに水道記念館業務日報を作成し、企画課あてに提出している。

水道記念館管理運営業務仕様書において、水道記念館業務日報については、その日の来館者数を記載するだけでなく、これまでの来館者数にその日の来館者数を加算した「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を記載することになっている。

その日の来館者数の報告は必要不可欠であるが、報告者が毎日、前営業日までの来館者数にその日の来館者数を加算して「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を算出しなければならないのは手間であり、誤算の可能性もある。

例えば、Excelを利用し、その日の来館者数のみを入力すると自動計算で「今月累計」等が表示されるようにし、水道記念館と企画課間では、データでの共有をするなど業務日報の作成を省力化するように検討されたい。

業務日報については、契約時の仕様書にて様式や提出方法を指定しておりますが、日常的な運用方法は特に指定しておりません。

現在の運用方法は、業務執行体制や執務環境を踏まえて受託者が決めたものであり、報告者が前営業日までの来館者数にその日の来館者数を加算して「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を算出し、手書きで作成したうえで、館長まで確認し、FAXで企画課に提出しております。

業務日報の作成は案内員が担当しており、来館者の案内が主な業務であることから、パソコンは支給されていないため、手書きで作成しております。報告者、事務職員、館長が内容を確認しており、速やかに企画課へ提出されていること、企画課ではExcelを使用し、自動計算で「今月累計」等が表示されるようにし、内容に誤りがないことを確認しております。これまで滞りなく報告を受けていることから、現在の方法は最も効率的だと認識しておりますが、今後も最も効率的に業務を遂行できる方法について、受託者との協議を継続してまいります。

【報告書97ページ】 3.4.4(3) 水道記念館の来場者増加のための企画について

札幌水道ビジョンでは、利用者とのコミュニケーションの充実が重点取組項目となっている。その中で、水道記念館来館者の増加促進を取組として上げており、令和6年度末の年間来館者数の目標を12万人としている。

この点、令和5年度の来館者数は96,746人だったところ、令和6年度の来館者数は96,473人だった。

目標に近づくどころか令和6年度は前年度より微減した。

札幌水道ビジョンは新型コロナウイルス禍前に策定されたものであり、新型コロナウイルス禍により令和2年度以降の来館者数に影響があり、その後も来館者数が戻らないことが原因である可能性があるが、それにしても目標に大きく届いていない。

水道記念館自体は魅力溢れる施設であり、企画を工夫することにより、来館者増加を図るべきである。

水道サービス協会が長年管理運営業務を受託しており、施設の管理と企画立案を別々に契約するなど新しい企画が生まれるような仕組みづくりが必要な時期ではないかと思料する。

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した来館者数は、令和5年度にはコロナ禍以前と同水準に戻り、96,746人となりました。しかし、令和6年度は運転手不足によりバスが手配できな

いという理由から、団体見学者数が前年度に比べて1,335人減少し、その影響から年間来館者数も微減の96,473人となり、目標としている12万人を達成することができませんでした。

現在、令和7～9年度の施設の管理と企画立案を含めた管理運営業務を水道サービス協会に委託しております。水道サービス協会では、長年受託している経験を踏まえ、新たな来館者の獲得のため、冬期休館期間中は子育てサロンや保育園等で出張教室を開催したり、今年度からは幼児でも楽しめるような企画やイベントを実施しております。

また、水道局としても「きき水体験」ブースを館内に設置することや老朽化している展示物の一部を更新する等、水道記念館の魅力向上に努め、来館者促進が図れるよう取り組んでおります。

これらの取組の結果を踏まえ、今後の委託者選定の際には、施設の管理と企画立案を分離することも含め、適正な契約方法について検討してまいります。

エ 「3.5 総務部 営業課」関係

【報告書105ページ】3.5.3(3) 財産調査の同意書について

水道局では、札幌市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則に基づき、札幌市下水道使用料及びこれに係る諸収入金の徴収事務等を行っている。

この点について、下水道使用料は強制徴収公債権であるため、国税徴収法の規定により、滞納処分のため財産調査の必要があれば、納付義務者の情報について質問、検査をすることが認められているのに対し、水道料金は私債権であるため、財産調査を実施するための根拠法令がない。また、下水道使用料の関係で得た情報（例えば、滞納者の預貯金に関する情報）を、滞納者の許可なく水道料金の徴収のために利用することは、下水道使用料にも適用される地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）に違反し、許されないと考えるのが相当である。

一方で、裁判所を利用した法的手続（支払督促、強制執行など）に着手する以前の段階で、債権の回収見込みを判断するために、下水道使用料の関係で取得し得る未納者の財産調査の情報を、水道料金との関係でも利用することの有用性は否定できない。

そのため、水道料金についても財産調査の結果を利用することを可能にするため、少なくとも滞納が発生しており、誓約書（支払計画書）の提出を求めるような未納者については、誓約書（支払計画書）に違反した場合に財産調査を行うことに同意する（下水道使用料が取得し得る財産調査の結果について、水道料金についても利用を認めることに同意する）旨の「同意書」を徴求することが望ましい。

これまで滞納者から誓約書の提出を求める際に財産調査の同意は得ていないことから、下水道河川局との財産調査の結果の共有は行っていなかったものです。

法的手続きに着手する以前の段階は「札幌市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則」に基づき、水道局で下水道使用料も含めて納付督促や給水停止の執行により滞納整理を行っている状況であるため、その時点で下水道河川局が財産調査の情報を取得しているケースはありません。

こうした状況の中で、財産調査に係る同意書の徴収は難しいと考えておりますが、今後も適切な債権の法的手続きについて検討してまいります。

【報告書113ページ】3.5.5(3) 家事用と家事以外用の区別について

家事用と家事以外用をいかなる基準で区別するかについては、札幌市水道事業給水条例第24条・別表2の備考1で、「家事の用に使用するものとは、メーターの口径が25ミリメートル以下のもので、かつ、専ら家事の用に使用するものをいう。」との記載があるのみで、実質的な区別基準は明記されていない。この点について、水道局からは、適用用途の判断については「水道使用用途の適用区分について」（平成14年11月29日営業担当部長決裁）に基づいて決定しているほか、「検針業務マニュアル」に具体的な事例を掲載しており、定期的な見直しを行っているとの説明があったが、一方で、判断に迷うものがあった場合には、都度起案で対応しているとの説明があった。水道料金の多寡に直結する判断の統一性・明確化の観点からすれば、これまで都度起案で対応してきたものを整理・検討し、可能な限り、家事用と家事以外用を明確に区別できる統一的な基準ないし取扱要領を定めるのが望ましい。

札幌市水道事業給水条例に規定する家事の用とは、戸建てや集合住宅などに居住して生活用水として使用するものであり、それ以外は家事以外の用となります。店舗兼住宅などで判断に迷うものについては、「水道使用用途の適用区分について」に明記するとおり、使用形態が生活用水であることなどを判断基準とし決定しております。さらに時勢により基準を定める場合は起案により対応してきました。

今後は、これまでの事例をもとに「水道使用用途の適用区分について」を再整理し基準として定めます。また、新たな事例が生じた場合は、同様に基準への追加を行ってまいります。

【報告書115ページ】3.5.6(3) 使用用途変更届について

使用用途変更届には、用途変更を行う理由を記載する欄が設けられておらず、単に前用途と新用途に○をつけるだけの様式となっている。

この点について、水道局からは、用途変更に係る申出があった際には、変更内容を確認するために現地調査を行ったうえで、申請者から使用用途変更届を受領しており、検針時の対応も同様としているため、使用用途変更届には変更理由を記載してもらう取扱いとはしていない旨の説明があった。確かに、現地確認によって使用用途が確実に変更されていることを確認しているのであれば、敢えて使用用途変更届には用途変更を行う理由までは記載する必要はないとの考え方もあり得るところである。しかし、家事以外用から家事用へ用途変更する場合は水道料金が減額となることから、慎重な対応が必要と考えられ、特に会社が申請者となっている場合や、民泊事業など検針時の用途確認にも限界があると想定される場合には、使用用途変更届に理由を付記しておくことが有益であると考えられる。

そのため、使用用途変更届に理由を記載する欄を設けるほか、場合によっては、廃業届等の根拠資料の提出も併せて求めることを検討するのが望ましい。

使用者等から水道の使用用途変更に係る申出があった際には、変更内容を確認するために現地調査を実施した上で、使用用途変更届を受領しており、定期検針時も外観等を確認し、必要に応じて使用者等に聞き取りを行うなど用途の確認を行っています。また、現地調査等で用途変更の事実が判然としない場合などは、根拠資料等の提示を依頼しております。

しかし、これまで変更届には変更理由を記載する欄を設けておらず、後から理由を確認することができない状況となっております。

変更の経緯が明確になるよう、使用用途変更届の備考欄に理由等を記載する取扱いとしました。
(令和7年3月31日、料金課及び検針受託者へ通知済)

【報告書116ページ】3.5.7(3) 還付命令書について

令和5年度は2万2456通もの還付命令書が発行されている。

納入通知を送付しても期限までに水道料金が納付されず、その後督促状を送付したところ、重複して納入されるという例、水道料金を未清算のまま転出する例などがある。

ある程度はこれらの例が発生することはやむを得ないと思料するが、事務負担や費用削減のため、督促状に工夫し重複納入が発生しないようにするなど、還付命令書の発行数をできるだけ減らす方策を検討されたい。

還付命令書発行の約半数は漏水減額処理に伴うものであり、その他として重複納入や誤納付がありますが、ほとんどは次回調整（次回以降の水道料金に充当）としており、実際に還付となった件数は2,020件となっています。

利用者からの納入通知書再発行依頼も多く、また、未納の早期解消の観点から督促状などに納入通知書を同封しておりますが、送付時には、重複納入を抑制するため注意喚起の文書を同封するほか、発送日の当日まで収入反映済の引抜作業を実施しております。

口座振替やクレジットカード払いの普及促進や、納期内納付の勧奨を進め、還付命令書の発行数削減に努めてまいります。

【報告書117ページ】3.5.10(3) 認定減額に伴う使用水量決定について

取扱要領別表1に定められている場合の他、取扱要領第2項では、「なお、別表1によりがたい場合は、その都度料金課長が決定するものとする。」とされており、別表1によりがたい例外として、

嘆願書等の提出により各料金課長が判断することになる。

令和5年度、嘆願書等によって認定減額した件数は、北部料金課81件、中部料金課3件、南部料金課22件だった。料金課によってばらつきが大きい。

もちろん、各地区により、例えば、共同住宅と一戸建ての割合など、状況は異なっており、多少はその影響もあると思われるが、嘆願書等による認定減額に関する周知が不十分または一定ではないこともその一因であろうと推測される。地区ごとの不公平が生じないような周知を検討されたい。

認定減額に伴う使用水量決定に関する取扱要領に定める、減額適用対象によりがたい場合、使用者からの相談に基づき個別具体的な事情に応じて、各料金課長が判断しています。

このことから、率先して説明しているものではなく、直接的な周知をすべき事柄は存在しないと考えています。

例外的な事例については、地区ごとの不公平が生じないよう各料金課の事例を集約し共有いたしました。（令和7年3月31日、料金課長へ通知済）

オ 「3.7 総務部 北部料金課」関係

【報告書119ページ】3.7.1(3) 多数回かつ長期にわたる誓約書（支払計画書）の提出について

北部料金課において、誓約書（支払計画書）を多数回かつ長期にわたり提出させているが、一向に滞納分の解消には至っていない事例が確認された。当該使用者は、親族の係争について損害賠償請求の訴状を提出し、この請求が認められれば、滞納分の水道料金を一括納入する約束をしているとのことであるが、これまでの経緯を鑑みるとその場しのぎの口実であるとの疑念が払拭できない。水道局にヒアリングしたところ、提出したとされる訴状は実際には確認していないとのことである。

水道局は、「水道は生命に直結した重要なライフラインであるため、給水停止の執行に際してはできるだけ生活状況の実態や支払方法等について話し合いの機会を持つよう努めている。また、滞納者の申出内容については個々の事情を勘案しながら柔軟かつ慎重に対応する必要がある。」と説明しており、一般論としては首肯できる。他方で、上記のような事例では、支払い見込みが非常に乏しいにもかかわらず、たとえ実現困難な支払い計画であったとしても、誓約書（支払計画書）を提出しさえすれば給水停止を免れることができるとの誤解が生じているのではないかとの疑念も払拭できない。誓約書（支払計画書）には、「なお、約束を履行しなかった場合は、本書の承認の取消しと、札幌市水道事業給水条例第39条第1項による給水停止処分を受けても異議の申立てはいたしません」と記載されていることも踏まえると、本件のように多数回かつ長期にわたり誓約書（支払計画書）が提出され、一向に滞納分の解消に至っていないような事案については、適時適切な給水停止の手続きも検討されたい。

本件については、生活実態を把握したところ、完納までの支払計画をたてることが困難であったため、折衝の際には次回納付分のみを約束しており、その都度、次回納付額と滞納残額の相互確認を目的として誓約書を申し受けていたことから多数回及び長期に至ったもので、現在は不履行時の給水停止を含め適切に対応しております。

誓約書（支払計画書）の申し受けにあたっては、滞納解消に向けた計画の妥当性の確認を徹底するとともに、不履行時は給水停止も含め収納関係事務処理マニュアルに基づき適切に対応してまいります。

カ 「3.9 給水部 計画課」関係

【報告書121ページ】3.9.1(3) 健康診断（検便）業務について

水道施設等に係る職員健康診断（検便）業務を、特定随意契約により、公益財団法人に委託したが、その理由として、「本業務は、水道法第21条に基づいて行うものであり、診断結果の報告書には、①診断年月日 ②診断を受けた者の氏名 ③性別 ④年齢 ⑤診断結果 ⑥診断医師名 ⑦検便成績 ⑧検査場所の記載が必要であるが、札幌市入札参加資格登録の検査機関で、これら全ての項目を報告書に記載できるのは上記機関しかないため。」とされている。

上記受託者に特定したのは、事前の照会によって、上記①～⑧の全ての項目を記載できる旨回答した業者が上記受託者しかいなかったとのことである。

事前照会を行った42者のうち、回答があったのは約半数の21者のみであるから、これをもって直ちに特定随意契約とするのは早計と思われる。

未回答であった業者が上記条件を満たして入札に応じる可能性は否定できないため、一般競争入札または公開見積合せの手続きを行うのが望ましいといえる。

各事業者への事前の照会は「当該検便業務へ対応可能な事業者の把握のため」の照会である旨を明記し、前年度の業務仕様書を添付した上で実施したため、本照会に未回答であることは当該業務への対応不可又は応札の意思がないと判断できるとし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に定められる「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とみなして特定随意契約を行っておりました。

令和7年度の本委託契約についても、各事業者へ前年同様の照会を実施し、回答があった中で、全ての必要項目を報告書に記載できる旨の回答があった業者は前年同様の事業者一者のみでしたが、上記意見を踏まえ、一般競争入札を実施いたしました。

【報告書123ページ】3.9.2(3) 入札参加条件について

一般競争入札においては、入札参加資格として、過去に本市その他の官公庁と契約を締結したことがある旨の条件が設けられることがあるが、過去何年以内の契約締結を対象とするかについて、「白川第1送水管更新基本設計業務」では過去5年以内、「白川第2送水管腐食度調査業務」では年数の限定なし、「白川第1送水管管内調査業務」では過去15年以内となっており、区々となっている。水道局のヒアリングによれば、業務の性質に応じて決定しているとのことであるが、「白川第1送水管更新基本設計業務」では、5社から参考見積を出してもらっていたにもかかわらず、入札に応じたのは結果として1社のみであり、過去5年以内という制限が足枷になっていた可能性は否定できない。業務の性質に応じて適切な入札参加条件を設定することは当然必要なこととしても、過剰な制限を設けることは入札への参加の機会を保障するという観点からして問題があるので、例えば、参考見積を出したにもかかわらず入札しなかった業者に対してその理由を聴取するなどして、今後の適切な入札参加条件の設定に向けた検討を行うことが望ましい。

なお、水道局からは、上記「白川第1送水管更新基本設計業務」で参考見積を提出した業者へのヒアリングの結果、応札しなかった主な要因は、すでに多くの業務を受注しており、担当する技術者が不足していたとのことであったため、発注時期に関しても併せて検討していきたいとの説明を受けたことを付言する。

一般競争入札における入札参加資格の設定にあたっては、個々の業務の性質に応じて要件を決定しており、「白川第1送水管更新基本設計業務」については、業務の性質上、「過去（5年間）に本市その他の官公庁等と同種（同程度）の役務契約を締結し、それをすべて誠実に履行したことを証明できる者であること」という要件を付すことが適切であると判断いたしました。

各業務の施行難易度や専門性の高さ等、個々の業務の性質に応じた適切な入札参加資格の設定に引き続き努めてまいります。また、発注時期につきましても、同種の業務と履行期間が極力重ならないようにする等、入札参加資格を満たす業者がより入札に参加しやすくなるよう、適切な時期の発注に引き続き努めてまいります。

キ 「3.10 給水部 工事課」関係

【報告書124ページ】3.10.1(3) 本局庁舎の大規模な設備更新について

水道局本局増築基本検討委託業務発注前に増築の必要性に関する議論が十分になされていない。

確かに、本局庁舎は新築する際、もともと5階の増築が予定されていたという事情を考慮すると、十分なスペースを確保するために、5階の増築という選択肢があったというのは理解できる。

しかしながら、まずは、代替大会議室の必要性や既存施設の利用の可否を十分に検討すべきであり、その検討前にもかかわらず、増築の実現性を確認するために1,430万円もの金額を支出すべきではなかったと思料する。

本局庁舎の大規模設備更新工事にあたり、職員が在庁しながら工事を行うため、工事の進捗に合わせて別の執務室へ移動しなければならず、代替執務室及び代替会議室の確保について検討を進めておりました。

本局庁舎は5階増築を想定して建築されていることから、増築することで代替会議室が確保され、災害時本部機能への影響を最小限に抑える方法として適切と認識しております。

増築が想定された建築物ではありますが、本局庁舎の建築以後、建築基準法の改正により構造規定

が強化されたことから、増築時は、既存部分を含めて現行の建築基準法の構造規定に適合させなければならず、増築の可否を明確にする必要が有ります。

このため、既存部分の補強方法検討および高度な構造計算が必要であり、非常に難度が高く、専門的な知識が不可欠であることから業務委託が必要でした。

結果、増築に必要な既存部分の改修範囲と内容が明確となり、工期やコストを考慮すると増築は困難との結論に至り、これを受け、改めて代替案を検討し2階レイアウト見直しにより代替会議室スペースの捻出に至りました。

引き続き、関係各課と様々な協議と十分な議論を重ね、より適切な予算執行に努めてまいります。

ク 「3. 11 給水部 給水課」関係

【報告書126ページ】3.11.2(3) 棚卸マニュアルの整備について
実地棚卸要領を作成し、状況に応じて毎期見直しをするべきである。

貯蔵品の棚卸については、札幌市水道局会計規程第99条において、「材料企業出納員(給水管理係)は、3月末日をもつて貯蔵品のたな卸を行い、たな卸報告書を作成して4月15日までに財務課長(経理係)に提出しなければならない。」と記載されているのみで、当課では棚卸の手順等は、職員による口頭伝承で引き継いでいたものです。

事務手続きや調整方法、棚卸作業の方法、留意点等をまとめた、棚卸マニュアルを当課で作成し、令和6年度末に行った、棚卸から運用しています。今後は運用する中で修正点等があれば適宜見直しを行います。

【報告書129ページ】3.11.3(3) 量水器(水道メーター。以下「水道メーター」という。)の修繕後の受入価格について

会計期間内までに水道メーターとして再利用されず貯蔵品として計上される水道メーターの期末評価額が実態より高く計上されている。

そのことは、修繕を行った会計期間に「発生品組替益」として収益計上しているために、当期の水道メーターの修繕に当てた修繕費のうち、翌期以降に水道メーターとして再利用に当てられる水道メーターの修繕費だけでなく、既に再利用された水道メーターの修繕費についても、来期以降に繰り延べられていると思われる。

なお、修繕された水道メーターの貯蔵品の受入価格については、新規の水道メーターの期末時点での評価単価ではなく、1個当たりの修繕費等で受入するべきと思われる。

修繕業務で再生されたメーターは、当年度内に再利用されることが多いですが、まれに一部が未使用のまま年度末に在庫として残る場合があります。その未使用分は、年度末に発生品組替益として貯蔵品に組替えられ、この組替え時の金額は、新規の水道メーターの期末時点での評価単価×個数で算出し年度末時点の新品単価×個数で算出し、この金額を「発生品組替益」として収益計上しております。

年度末会計処理の見直しや新しく購入した水道メーターと修繕により再利用する水道メーターが在庫上明確に区分可能なのか等について、他事業体等に聞き取り調査をするとともに運用方法について検討します。

ケ 「3. 12 給水部 給水装置課」関係

【報告書131ページ】3.12.1(3) 申請自粛の勧告について

水道局ホームページで公開されている札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務取扱要領では、申請自粛の勧告の法的性質及び効果が明記されておらず、当該事業者がいかなる不利益を受け得るのかが判然としないため、当該事業者の理解促進の観点や、行政手続法に基づく明示義務を確実に履行していることの根拠とするためにも、「違反行為に関する措置について」と題する通知文中に、「札幌市指定給水装置工事事業者 違反行為に係る事務処理 運用マニュアル」の内容を明記することが望ましい。

水道局では、違反行為のある指定給水装置工事事業者に対し、水道局ホームページで公開されている札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務処理要領に基づき指導や処分を実施しております。

当該申請自粛勧告(水道局に申請を要する給水装置工事の自粛の指導)において、事業者へ渡す通知文には、法の根拠、効力の期間や指導理由等を記載し、指導の法的性質及び効果については、「札幌市指定給水装置工事事業者 違反行為に係る事務処理 運用マニュアル」に記載されている文面(指導目的、改善への取組み、水道局の関与、事業者の不利益事項)を口頭で読み上げ、別紙で渡しています。

しかし、当該事業者の理解促進の観点や、行政手続法に基づく明示義務を確実に履行していることの根拠とするためにも、現状の対応では不十分であるとして、「札幌市指定給水装置工事事業者 違反行為に係る事務処理 運用マニュアル」の内容の文面を通知文に記載することが望ましいとの意見がなされたものです。

ご意見のとおり、令和7年度より札幌市指定給水装置工事事業者への指導の際には、別紙で渡している「札幌市指定給水装置工事事業者 違反行為に係る事務処理 運用マニュアル」の内容を通知文に記載し、当該事業者へ明示することといたします。

【報告書133ページ】3.12.2(3) 小規模貯水槽水道の衛生管理の充実について

小規模貯水槽水道については、法的な検査義務はないことから、任意での調査・点検に依拠していただけない場合は、調査を断念せざるを得ず、相当程度の施設が調査拒否等によって調査ができていない状況にある。

今後、小規模貯水槽水道の衛生管理を充実させるためには、例えば、①保健所と連携して、悪質な調査拒否等の事案については、保健所長による立入検査を実施する(札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第12条。ただし、同条は「設置者の同意」が要件となっていることから、必要な場合には設置者の同意なくして立入検査を実施できるよう改正することも検討対象となり得る。)、②一定の小規模貯水槽水道について検査義務を課すよう条例で定める(例えば、東京都や横浜市などでは一定の小規模貯水槽水道について検査義務を課す条例が設けられているため、まずは、他都市に照会をして情報収集を行うことが必要となろう。)などの対応が必要と考えられるため、検討することが望ましい。

水道局では、平成14年度の水道法改正に当たり、衛生行政を所管する保健所と協議し、法的な管理義務のない小規模貯水槽水道について、衛生管理の徹底と意識向上を目的に平成15年度から訪問調査業務を実施しております。

現在は、札幌市内に約7,000件ある小規模貯水槽水道施設すべてを5年で1巡できるよう、年間1,400件の施設を対象に点検調査を実施し、必要な指導や助言を行っております。しかし、小規模貯水槽水道施設は法的な管理義務がないことから、拒否等により調査ができない施設が相当数あるのが実情となっています。

水道局では、要綱や条例の改正を想定した指導や規制の強化の検討を含め、保健所と今後の取組について協議を行っているところです。令和7年度から、小規模貯水槽水道に係る保健所への情報提供の範囲を広げ、随時、意見交換を実施していく予定です。小規模貯水槽水道の衛生管理状況の推移を監視しつつ、保健所と足並みを揃え、衛生管理の充実に向けて実効性のある方策を継続的に検討してまいります。

水道局独自の取組としては、令和7年度から、調査拒否施設に対してヒアリングを行い、管理実態の把握に向けた取組を始めております。また、今後の点検調査受検率向上を図るため、拒否施設や過去に管理の不備を指摘された施設に対して啓発文書を送付し、フォローアップを行います。加えて、過去の訪問調査結果や他都市への照会内容を精査し、必要なデータの収集を積極的に実施してまいります。これらの取組で得た知見を加えて、小規模貯水槽水道の衛生管理を充実させていく所存です。

コ 「3.17 給水部 施設管理課」関係

【報告書137ページ】3.17.1(3) 柏丘高台SRの休止後の利用の意思決定について

柏丘高台SR(配水池)は平成30年に休止を決定し、現在も進入路借受に年間30万円の賃借料を払っている。その後、撤去もしくは休止状況の存続について比較検討が議論されてはいるが、具体的

な案は作成されていない。休止から5年間、撤去もしくは休止状況の存続について比較表が作成されていないのは、遅いと言わざるを得ない。今年度中に作成との回答を受けたが、休止決定後に比較検討すべき事例であると考え。極力、資産の休止後もコストをかけないように、正しい選択をするのが、地方公営企業の務めであると考え、意見を付した。

当該施設は、平成30年3月の休止方針に基づき、平成30～令和元年度に管路整備工事及び配水エリア振替作業等を経て、令和元年11月に休止となりました。

休止方針では「施設撤去等も含めた休止後の取扱いについては、再編後の水運用状況を見ながら別途検討することとしたい。」としており、これまで再編後の水運用に支障などないことを確認するとともに、休止施設の活用方法や廃止（施設撤去）に伴う費用や課題などについて検討をしてみました。ご意見をいただきましたとおり、休止方針決定後速やかに施設の取扱いについて比較検討し具体的な案を作成すべきでした。

「休止施設（柏丘高台配水池）の取扱いとこれに係る土地賃借料について（伺い）」（令和7年3月部長決裁）において柏丘高台SR（配水池）の活用方法や廃止（施設撤去）に伴う費用や課題などについて検討をした結果を示し、現時点においても休止施設として管理していくことが妥当であるとの方針を決定しております

サ 「3.22 水道サービス協会」関係

【報告書142ページ】3.22.3(3) 内部監査について

年2回の定期監査は、毎回同様の監査項目となっている。共通項目については維持するとしても、事業推進部長指定項目（総務部長指定項目）については、直近で発生した事案等を参考にリスクを抽出して監査項目の拡充を図り、より実効性のある定期内部監査を実施するのが望ましい。

定期内部監査における総務部長指定項目については、以下の5項目を継続して実施しております。

【総務部長指定監査項目】

- ① 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況
- ② アルコールチェックの実施状況及び自動車台帳等の保管整理状況
- ③ 被服の貸与
- ④ 受託業務契約に基づく業務内容及び提出書類の確認
- ⑤ 簡易専用水道検査業務の実施状況

ご意見のとおり、直近で発生した事案等を参考にリスクを抽出して監査項目の拡充を図り、より実行性のある定期内部監査の実施に努めていきます。

【報告書145ページ】3.22.4(3) 収益改善に向けた取り組みについて

水道サービス協会の収益は、水道局からの受託事業が圧倒的多数を占めており、一般事業（教育指導及び訓練講習会等、簡易専用水道検査事業）の収益は伸び悩んでいる（特に簡易専用水道検査事業）。令和5年度末で水道局からの督励収納業務（受託業務の①水道事業に係る諸収入金の収納に関する事業に該当する）が廃止されるなど、水道局の受託業務への過度な依存は、収益構造の不安定化につながりかねない。そのため、水道局の受託業務への過度な依存を脱却し、収益構造の分散化・安定化を図るため、一般事業の収益拡大や、札幌市以外の自治体からの受託業務の収益拡大が必要であり、そのための具体的な取り組みを策定して推し進める必要がある。

ご意見のとおり、水道局からの受託事業が多数を占めており、一般事業の収益は伸び悩んでいる状況です。

また、札幌市以外の自治体からの受託業務については、これまで短期的な調査業務（漏水調査等）については受託できたものの、継続的な維持管理業務等の受託には至っていない状況です。

一般事業収益のメインである簡易専用水道検査事業については、民間企業との競合もあり、収益の拡大は難しい状況であるが、検査エリアを拡大し、収益及び検査件数の維持に努めています。

札幌市以外の自治体からの受託業務については、すでに一定程度、民間事業者への業務委託が進んでいる状況です。このため、技術者不足等を背景とした、より行政に近い分野（計画策定支援、業務発注支援、維持・工事の管理・監督、人材育成等）における運営支援業務が、当協会に求められる新

たな役割であると想定されます。今後は、道内水道事業体における支援ニーズを把握し、将来的にも継続が見込まれると判断されるニーズのうち、最も支援効果の高い分野（業務）を当協会に求められる役割として整理していきます。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和2年度

■ 監査テーマ 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

<p>【報告書135ページ】第3・3(9)イ コンポスト事業の活用 コンポスト事業施設及び設備（帳簿価額1,408,582千円）は、コンポスト事業を廃止していることから、用地について有効活用あるいは処分を検討し、設備の用途廃止を行い、売却、撤去若しくは廃棄等を検討、決議すべきである。</p>
<p>平成25年3月のコンポスト製造終了後の施設について、即座に施設を撤去すると撤去費用に加えて施設整備に要した企業債を一括で繰上償還することから、下水道事業経営に大きな影響が及ぶことが懸念されました。そこで、下水道事業としての有効活用や他の公共利用を検討した結果、残存価値を踏まえて不用金属置き場として利用しておりますが、十分な活用方法ではなく、更なる有効活用あるいは処分すべきとのご指摘があったものです。</p> <p><u>これまでに今後の有効活用について検討した結果、施設等を現状のまま活用する具体的方法は見当たらず、また、施設の維持には多額の修繕費用が必要となることから、指摘事項を踏まえ、施設及び設備について撤去することを決定しました。</u></p> <p><u>そこで、昨年度（令和6年度）に解体に係る実施設計を発注しましたが不調となったため、今年度（令和7年度）に再度発注し、撤去に向けて対応を進めているところです。</u></p> <p><u>さらに、施設撤去後の敷地については、令和4年11月に選定された脱炭素先行地域の取組として、再生可能エネルギー発電設備の設置を視野に検討を継続しており、後利用の内容及びスケジュールの詳細については、実施設計と合わせて整理する予定です。</u></p> <p><u>なお、施設撤去と再エネ設備設置を一体の下水道事業として実施することができれば、撤去費用への企業債適用及び未償還起債の継続償還が可能となり支出の平準化が図られることから、引き続き、下水道経営への影響を最小限に抑える方法について検討してまいります。</u></p>

■ 監査結果報告年度 令和元年度

■ 監査テーマ 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

<p>【報告書236ページ】第4・2(11)イ(ウ) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：法的手続 本市は、債権回収にあたり、本貸付制度が導入されて以降、法的な手続を取ったことがない。本市債権管理条例等に従って、法的な手続を検討すべきである。</p>
<p>本件は、公正で円滑な財政運営の観点から、本市債権管理条例等に従って、訴訟などの法的手続きを検討すべきとの御指摘を受けたものです。</p> <p><u>法的手続き検討のため、令和3年度から4年度にかけて他の政令指定都市に対し、母子父子寡</u></p>

婦福祉貸付金の債権回収事務の措置状況について照会した結果、一部の政令指定都市においては本人同意に基づく財産調査や、裁判所の支払督促による債務名義の取得、強制執行による債権回収の事例があることを確認しました。これらの実施件数は、それぞれ年に数件程度であり、最終的に強制執行まで至った事例はほとんどありませんでした。その他、弁護士に滞納債権に関する償還指導を委託し、法的手続きによらない方法で債権回収を行っている事例もありました。

また、本市では、法的手続き等に要する額が元本債権額を上回る、差し押さえ可能な財産を有しておらず債権回収が困難であるといった理由などから、他部局も含めてこれまで非強制徴収債権の回収を目的として法的措置をとった事例がないことを管財課に確認しております。

本市の現状を踏まえ、他都市における先進的な取り組みを調査・分析した結果、より効果的な債権回収を図るため、令和7年度より債権回収業務を外部委託により実施することといたしました。

【報告書255ページ】第4・2(20)ア(エ) 児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費

児童扶養手当返還金の徴収について、法令及び条例上、督促後は担保権の実行、強制執行や訴訟手続といった措置をとらなければならないとされているが、本市では督促後の措置がとられておらず、法令及び条例が予定している徴収事務を懈怠しており、合規性の観点から問題がある。

本件は、当該児童扶養手当返還金は非強制徴収債権であるところ、督促をした後相当の期間を経過してもなお支払われない場合には、担保権の実行、強制執行、訴訟手続といった措置を取らなければならないとされていますが、督促後の措置をとっていなかったもので、実効性のある徴収方法を実施するべきとの御指摘を受けたものです。

本件は、当該児童扶養手当返還金は非強制徴収債権であるところ、督促をした後相当の期間を経過してもなお支払われない場合には、担保権の実行、強制執行、訴訟手続といった措置を取らなければならないとされていますが、督促後の措置を行っていなかったもので、実効性のある徴収方法を実施するべきとの御指摘を受けたものです。

有効かつ本市で実施可能な徴収方法の検討のため、他の政令指定都市（19市）に対し児童扶養手当費返還金の債権回収事務の措置状況について照会しましたが、措置が行われていたのは、4市47件であり、そのうち、最終的に強制執行まで至った事例は2市2件のみでした。

なお、本市においても、非強制徴収債権の回収を目的とした法的措置については、法的手続き等に要する費用が元本債権額を上回る、差し押さえ可能な財産を有しておらず債権回収が困難である、といった理由などから、他部局を含め、これまでに法的措置をとった事例はありません。本市が抱える債権において、特に、児童扶養手当は低所得のひとり親世帯を対象とした手当であることから、法的措置に依っても回収が望めないものが多く、その上で、訴訟を前提とした法的措置をすべての債権に対し一律で実施することは大変厳しい状況です。

しかしながら、これらの債権についても実効性のある徴収を行うため、定期的な文書・電話での督促・催告により納付を促すことに加え、滞納が長期化している債権を対象として、今年度中に債権回収業務の外部委託を実施することといたしました。また、法的措置についても、滞納額の多寡や悪質性の度合等から個別に実施の可否を判断するなど、引き続き対応に努めて参ります。

■ 監査結果報告年度 平成29年度

■ 監査テーマ 教育委員会及び市立学校における財務事務の執行について

(1) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

【報告書100ページ】第3-2(1) 学校徴収金に関する諸問題と解決の方向性

給食費以外の学校徴収金についても、公会計化の検討が進められているのが、国・地方レベルでの流れでもある。本市においても、学校徴収金の類型ごとに、それになじみやすいものから、公会計化へ向けた検討を進めていくべきである。

本市においては、児童・生徒の所有物となる教材の購入費や校外学習で利用するバス代、入場料などの行事費について、各学校長が保護者から徴収して一括して契約する私費会計として取扱っており、その運用に当たっては、札幌市立学校徴収金取扱要領(令和7年4月1日改定)、学校徴収金事務の手引き(令和7年4月1日改定)に基づいて、公費に準じた取り扱いを行うよう定めています。

給食費以外の徴収金の公会計化については、教材費などの一部に導入している自治体がありますが、指定都市で具体的に検討を進めている自治体はなく、各市とも各学校長が判断する教育活動の内容や学校ごとの特色、児童・生徒の学びの状況といった具体的な状況に応じて教材等の選定を行っていることから、画一化になじまず、徴収額も統一化が難しいといった課題を認識しており、慎重な対応をしています。

指定都市教育委員会校園費予算主管課長会議において、毎年各市の取組み状況や公会計化に係る情報交換を行っています。令和7年度は、各市の検討状況を議題とし、あらためて状況把握を行いました(本市を除く19市のうち、調査研究中4市、現時点では公会計化しないことで整理済み15市)。

給食費以外の徴収金においては、各学校の教育目標や児童・生徒の学びの状況に合わせて、教材や行事が選定されています。そのため、教材費や行事費は学校ごとに異なり、画一的な予算化が難しいことから、現時点での公会計化は困難ではありますが、引き続き国や他政令市の動向を注視しながら慎重に検討してまいります。